

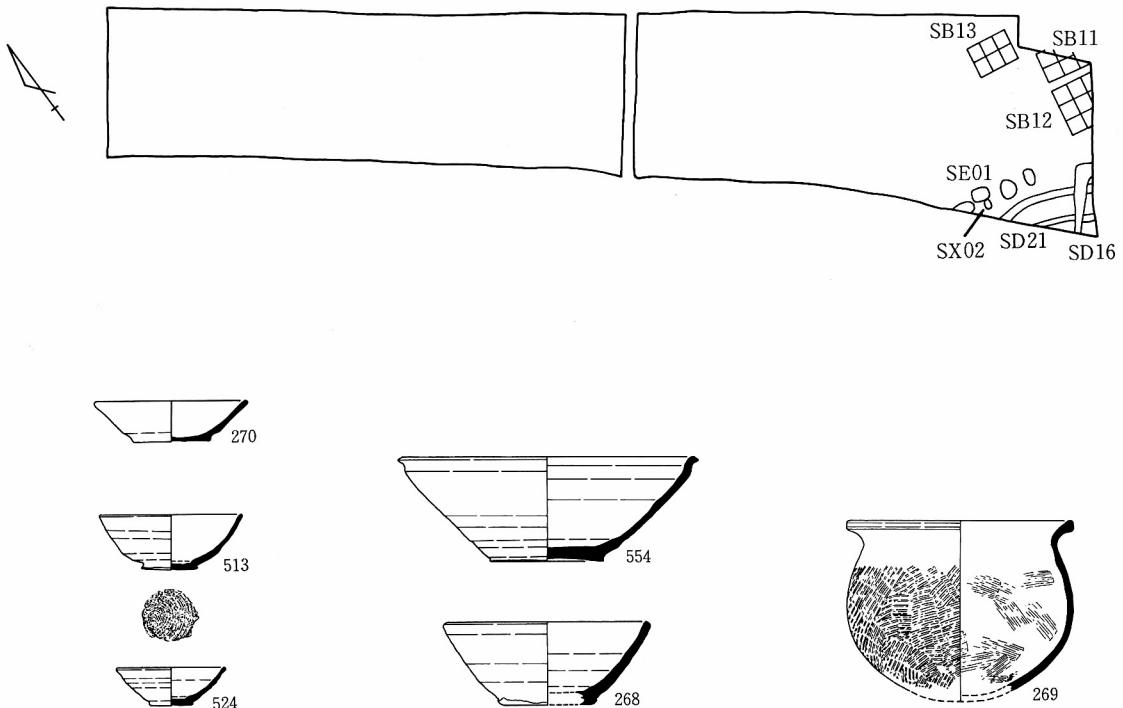
第288図 第8期の遺構（I～III区）

時 期 第5章第5節の古代II期（平安時代中期）に相当する。

小 結 検出した遺構もわずかで、その範囲も限定される。柱穴の存在から、付近に集落があるものと考えられる。

ただし、SD30とSD86の周辺には当該期の遺構が全く検出されていないことから、水田等の生産域であったものと考えられる。よって、両溝は用水路としての機能も果たしていたのではないかと考えられる。

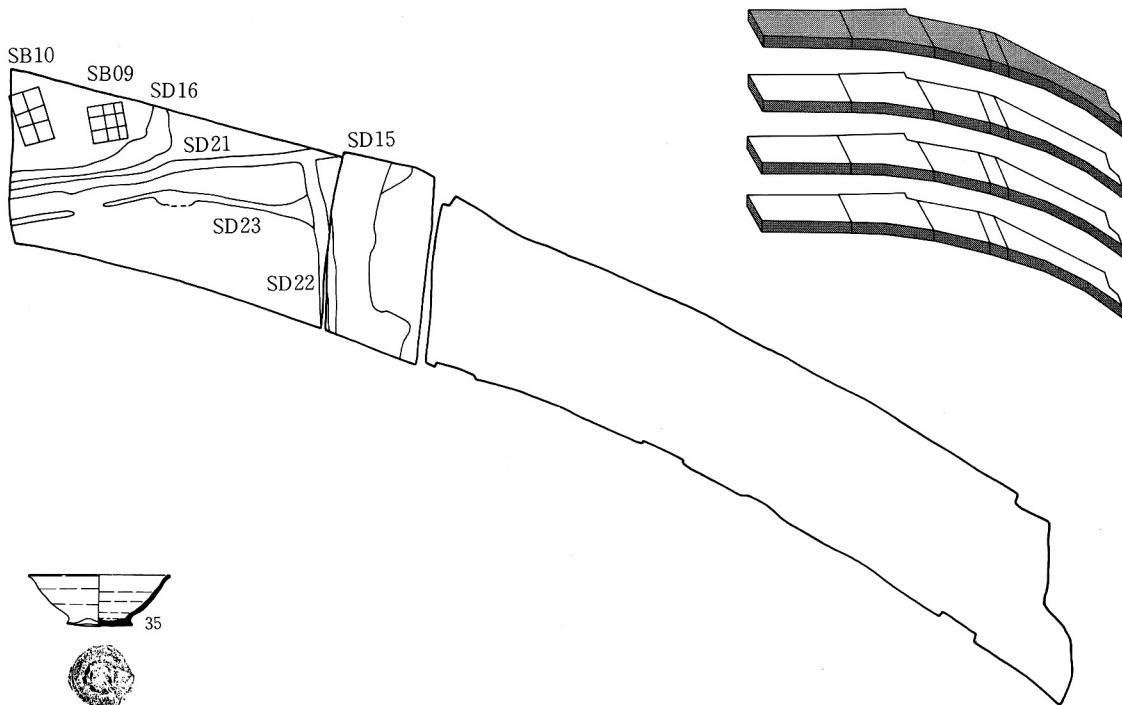
また、SD86については、後述（第7章第2節）するように、SD15とともに当地に於ける残存条里の方向と一致する。特にSD15は、復元される残存条里（第7章第2節）坊堺線と平面的に一致するものである。両溝とも、第7期まで遡ることから、当地における条里の出現期の問題と絡んで注目される。そして、当該期においても条里地割りが機能していたことも確認できる。



第289図 第9期の遺構（IV・V区）

第9期

- 検出範囲** II区からV区にかけて検出している。
- 検出面** II区第1面(1)、III区第1面、IV区第1面(2)、V区第1面(2)で検出している。
- 検出遺構** 掘立柱建物・井戸・木棺墓・土坑・溝を検出している。
- 掘立柱建物** III区西側からIV区東側にかけて5棟 (SB09～SB13) 検出している。SB09を除いては、棟軸方向をほぼ同じくする。このため、ほぼ同時期の建物群と考えられる。そして、後述する井戸 (SE01) および墓 (SX02) と合わせて一つの屋敷地をなしていたものと考えられる（第6章第3節）。
- なお、SB22についても、棟軸方向が上記の建物とほぼ一致することから、当該期の遺構の可能性も考えられる。しかし、後述する第10期の畠地と平面的に重複しないことから、先に検討したように（第6条第3節）、第10期の遺構と考えられる。
- 井 戸** IV区南隅で検出している。建物群より地形的にわずかに低くなった位置にある。井戸枠の主軸方向は建物群の棟軸方向とほぼ一致する。このため、当遺構は上記の建物群に伴うものと考えられる。そして、井戸内から出土した完形の土器が、屋敷地の時期を決定する数少ない手掛かりといえよう。
- 墓** 井戸に近接して検出された。墓坑の主軸方向は、掘立柱建物および井戸の主軸方向とは一致することから、先述した屋敷に伴うものと考えられる。したがって、この屋敷に伴う屋敷墓と考えられる。
- 土 坑** 井戸の周囲で3基検出している。遺物がわずかに出土しているだけのため、その性格を明確にすることはできない。



第290図 第9期の遺構（I～III区）

溝

III区からIV区にかけてとIV区からV区にかけてで検出している。

SD21とSD22はT字形に合流していることから、条里地割りを反映した区画の溝ではないかと考えられる。そして、SD21はその北側の屋敷を区画する溝と考えられる。また、溝の底部のレベルをみると、SD21よりSD22のほうが低くなっている。両溝の合流地点で明確な段差が認められる。よって、SD21からSD22へと流れていったことがわかり、両溝が水路の機能を担っていたことが理解できる。ただし、区画溝と考えたSD21については、IV区においては若干屈曲している。これは地形に合わせたものと考えられる。

また、SD15については、調査区間では確認できなかったが、溝の方向から判断してSD22と調査区の南側で重なる。このため、当該期までSD15が存続していたかが問題となる。SD22が南側でわずかにSD15と平行する傾向にあること、SD15の方向が残存条里と一致することから、当該期まで存続していたものと考えたい。

出土遺物

土器と鉄製品が出土している。

土 器

土師器と須恵器が出土している。須恵器については、胎土分析の結果（第4章第2節）から、志方古窯跡群産とそれ以外の窯からもたらされていることが判明している（第5章第5節）。

鉄製品

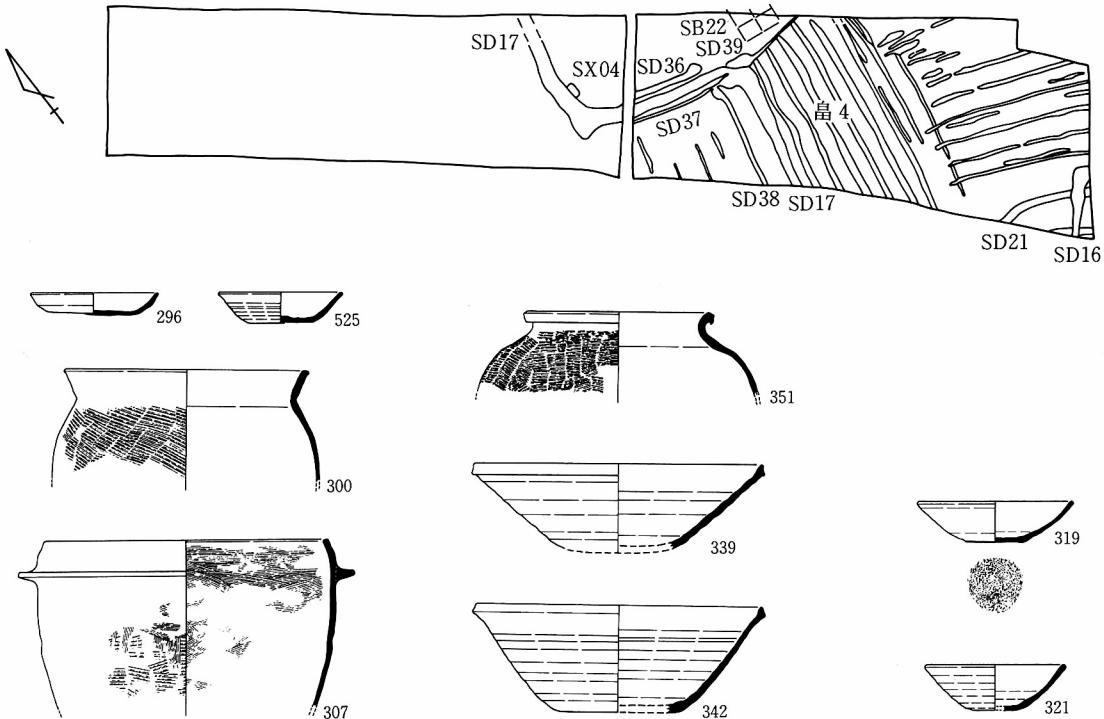
井戸の隅柱に打ち込まれていた角釘が出土している。

時 期

11世紀後半（中世Ⅰ期）にあたる（第5章第5節）。

小 結

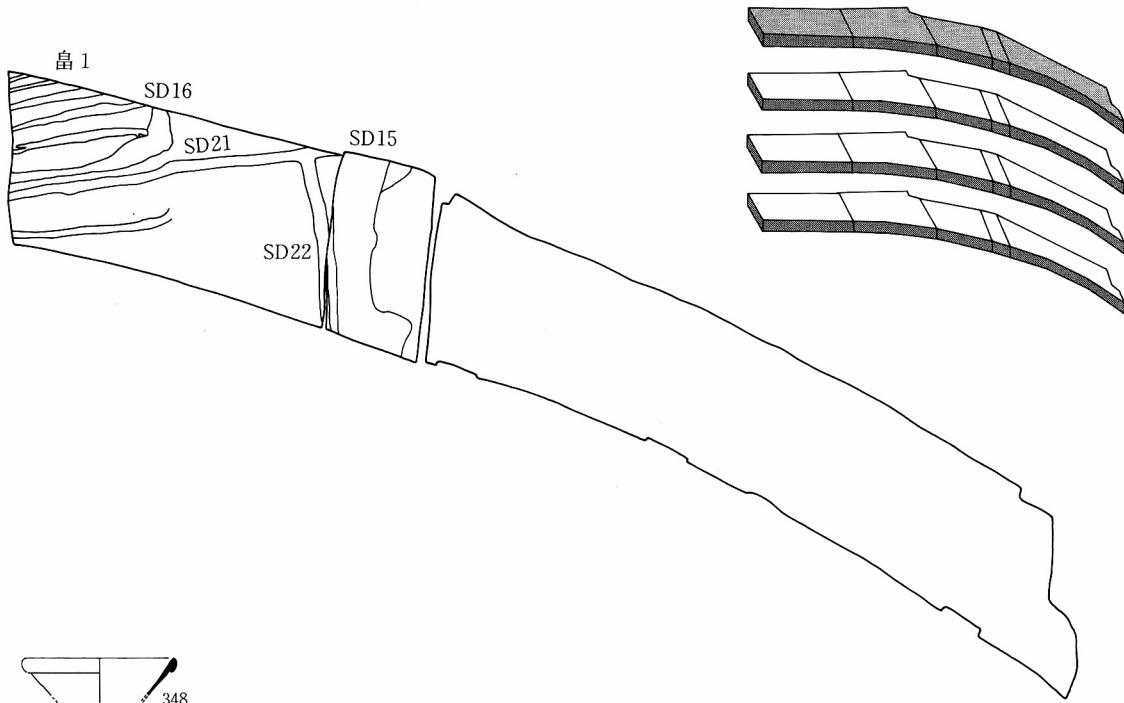
当該期の遺構は、掘立柱建物・井戸・墓等から構成される屋敷地を中心とする。微地形的にみて最も良好な位置にあたる。しかし、屋敷地の中心はIII区からIV区にかけての地区に限られ、I区・II区・V区では当該期の遺構は検出されなかった。屋敷地周囲の水田・畠作地であったものと考えられる。



第291図 第10期の遺構(IV・V区)

第10期

- 検出範囲** II区からV区にかけて検出している。
- 検出面** II区第1面(1)、III区第1面、IV区第1面(2)、V区第1面(2)で検出している。第9期と検出面は同じであるが、遺構相互の切り合い関係および出土土器から分離したものである。
- 検出遺構** 掘立柱建物・墓・畠・溝を検出している。
- 掘立柱建物** SB22の1棟のみである。第6章第3節で検討したように、第9期の屋敷地が移動したものと考えられる。これは、微地形上、より高所へ移動したことを意味する。
- 墓** SX04の1基を検出している。SB22と主軸方向がほぼ一致することから、SB22をその一部とする屋敷地に伴う屋敷墓と考えられる。なお、当遺構はV区第2面で検出しているが、出土遺物から当該期の遺構と判断した。
- 畠** III区からIV区にかけて検出している。SB22の南側にあたることから、上記の屋敷畠と考えられる(第6章第3節)。畠の方向も建物の主軸方向とほぼ一致する。
- 溝** SD21とSD22は前段階から引き続き、当期においても機能している。新たにSD16とSD17が掘削される。両溝とも、南北およびその直交方向にはほぼ直線的にのびる溝で、畠の畠の方向・SB22の棟軸方向とほぼ一致する。したがって、両溝と畠・屋敷地が一体のものとして掘削されたものと考えられる。
- また、SD16はSD21とほぼ平行していることから、SD21を意識して掘削されたものと考えられる。ただし、IV区においてSD16はSD21を切っていることから、時期的にはSD16の方が若干新しいものと考えられる。あるいは当該期に、SD21の埋め戻しとSD16の掘削がほぼ同時になされた可能性も考えられる。
- IV区でSD17からSD37さらにはSD38が派生している。この溝は畠に比べると低地部にあることから、低地部に広がる水田域への導水路と考えられる。

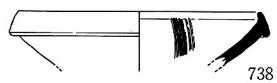
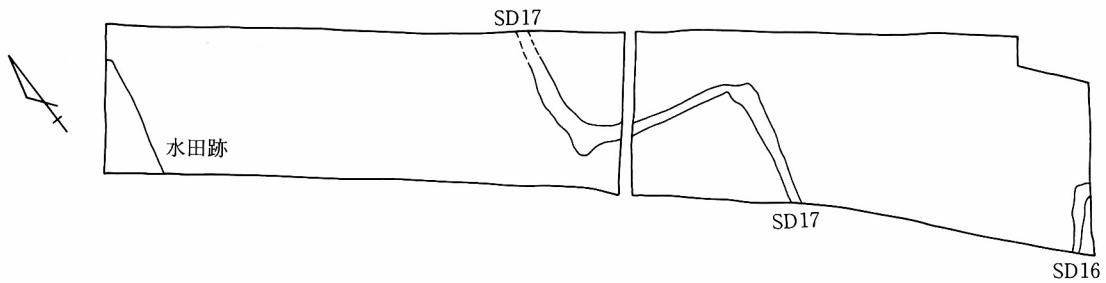


第292図 第10期の遺構（I～III区）

この他、第7期以来のSD15も存続しているものと考えたい。また、SD36については、土器から判断すると奈良時代である（第5章第4節）が、SD17と平行することから、当該期に含めて考えたい。

- 時 期** 第5章第5節の中世Ⅱ期にあたる。
- 出土遺物** 土器と瓦が出土している。
- 土 器** 須恵器を中心に土師器・白磁等が出土している。須恵器には、志方古窯跡群で生産されたものと、他の窯で生産されたものとが出土している（第4章第2節）。
- 瓦** SD21等から軒平瓦などが出土している。
- 小 結** 当該期は、地形環境に大きな変化があった時期である（第4章第9節）。この地形環境の変化に伴い、土地利用形態に大きな変化がもたらされている（第6章第3節）。それが、SD21の埋め戻しとSD16とSD17の掘削であり、島の開墾であり、屋敷地の北側への移動である。これらの事象はほぼ同時に一体となって行われたものと考えられる。また、両溝より低地側では稲作がなされたものと考えられ、これについても上記の一連の動きの一環と考えられる。なかでもSD16とSD17については、用水路として機能したと同時に、島地と水田域および屋敷地を区画する地割りとしても機能したと考えられる。前者については、SD17にその特徴が顕著によみとることができる。つまり、SB22の南西部にあたるSD17の屈曲部において、溝の幅が一旦狭まる。ここに堰がつくられていたものと考えられ、一方はSD37からSD38と分岐して水田域への、もう一方はSD39をとおして稲作期の島4への配水路としての機能（第6章第3節）をはたしていたものと考えられる。
- 後者については、SD16とSD17の平面的な位置が、調査直前まで機能していた用水路と完全に一致する点も見逃せない。ここに、今日の当地における基本となる地割りの起源を当該期に求めることができる。

第1節 遺構の変遷



第293図 第11期の遺構 (IV・V区)



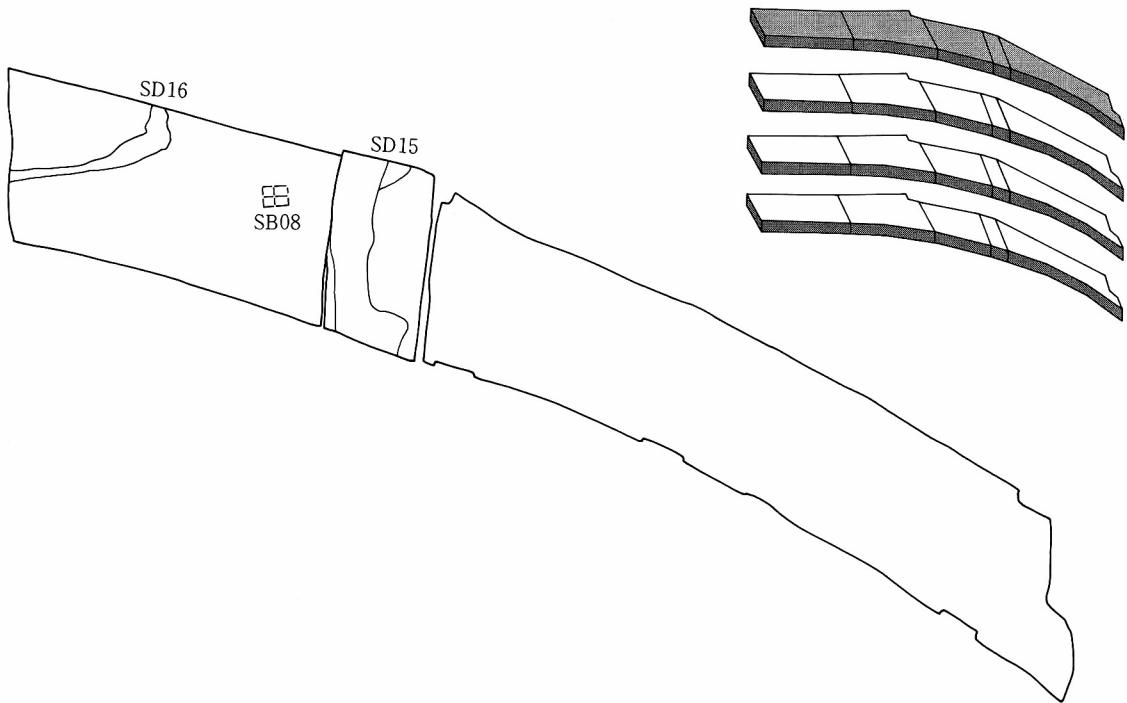
第294図 第12期の遺構 (IV・V区)

第11期

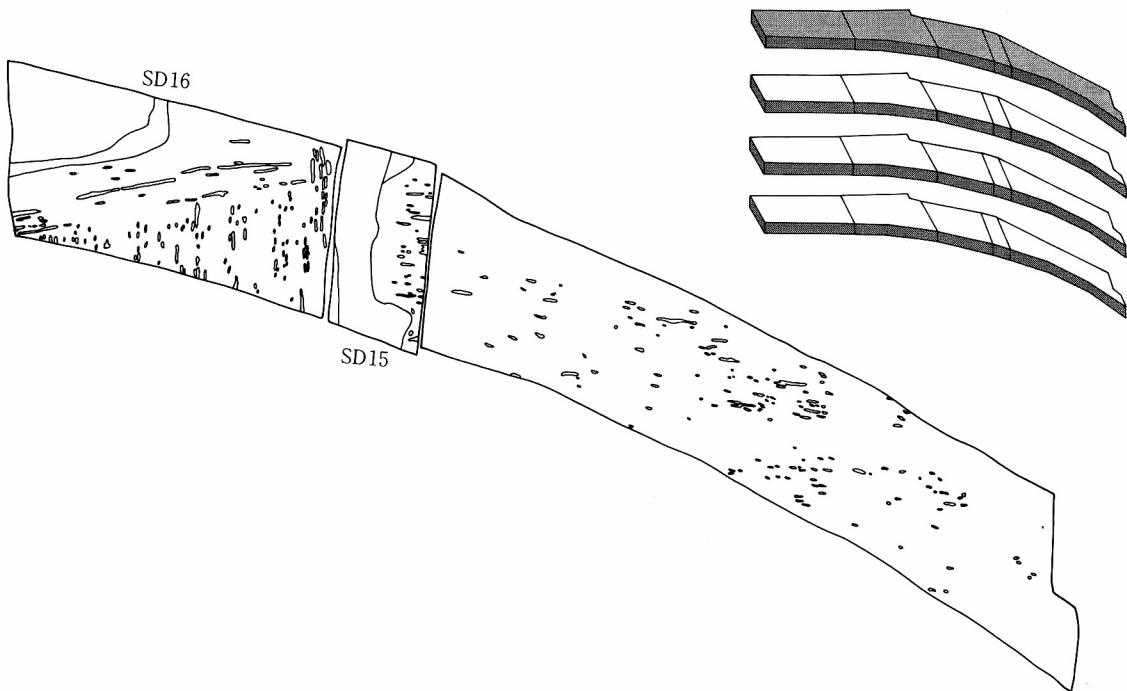
検出範囲・面 II区第1面(1)、III区第1面、IV区・V区の第1面(1)で検出している。

検出遺構 掘立柱建物・溝・水田跡を検出している。掘立柱建物については、小規模であることから、小屋程度のものが想定される。溝は、SD15・SD16・SD17が第10期から引き続き機能する。水田跡は、完新世段丘の崖へ落ち込む傾斜地を利用してのものである。

時期 中世後半以降と考えられる。



第295図 第11期の遺構（I～III区）



第296図 第12期の遺構（I～III区）

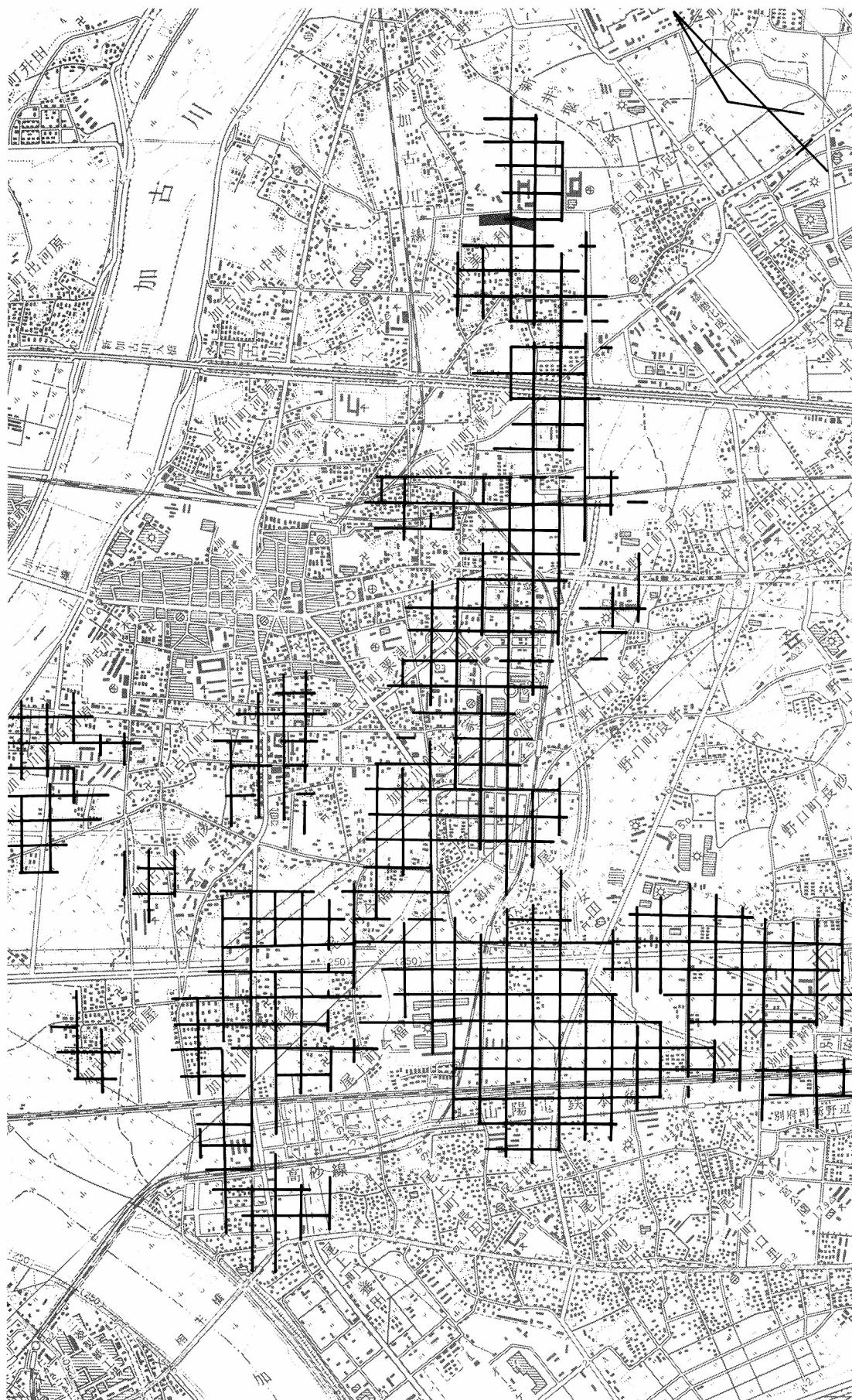
第12期

検出範囲・面 I区からIII区にかけての第1面及びIV区・V区第1面(1)で検出している。

検出遺構 溝・鋤溝・土坑を検出している。溝を前期から引き続いてSD15・SD16・SD17が用水路として機能している。上記の溝以外は鋤溝が検出されており、水田域であったことがわかる。

時期 時期を特定できる遺物を伴わないので特定は困難であるが、近世以降と考えられる。

第1節 遺構の変遷



第297図 加古川平野左岸の残存条里地割

第2節 地形環境の変化と土地利用の変化

1. はじめに

前節においては、遺構検出面・遺構相互の切り合い関係・出土遺物の分析結果（第5章）をもとに、当遺跡における遺構の変化を第1期～第12期の12期にまとめることができた。ただし、この分析においては、表面上の変遷を追いかけるにとどまるものであった。しかし、上記の変化の前提として、地形環境の変化が大きな要因となっているものと考えられる。そこで本節では、前節での分析結果をもとに、地形環境の変化と土地利用の変化についてまとめていくことにする。

分析にあたっては、調査区周辺の地形図に時期別（第1期～第12期）の調査成果を当てはめ、溝等を中心とした方向性のある遺構を中心に分析する。特に、当地は条里地割が遺存する地区で、調査区内の一部にもその地割りが残存する（第297図）。したがって、奈良時代（第7期）以降については、条里地割との関係についてもみていくことにしたい。

なお、第299図～第311図の左下の断面図は、調査区南側の断面図から土壌層を中心に模式化したものである。

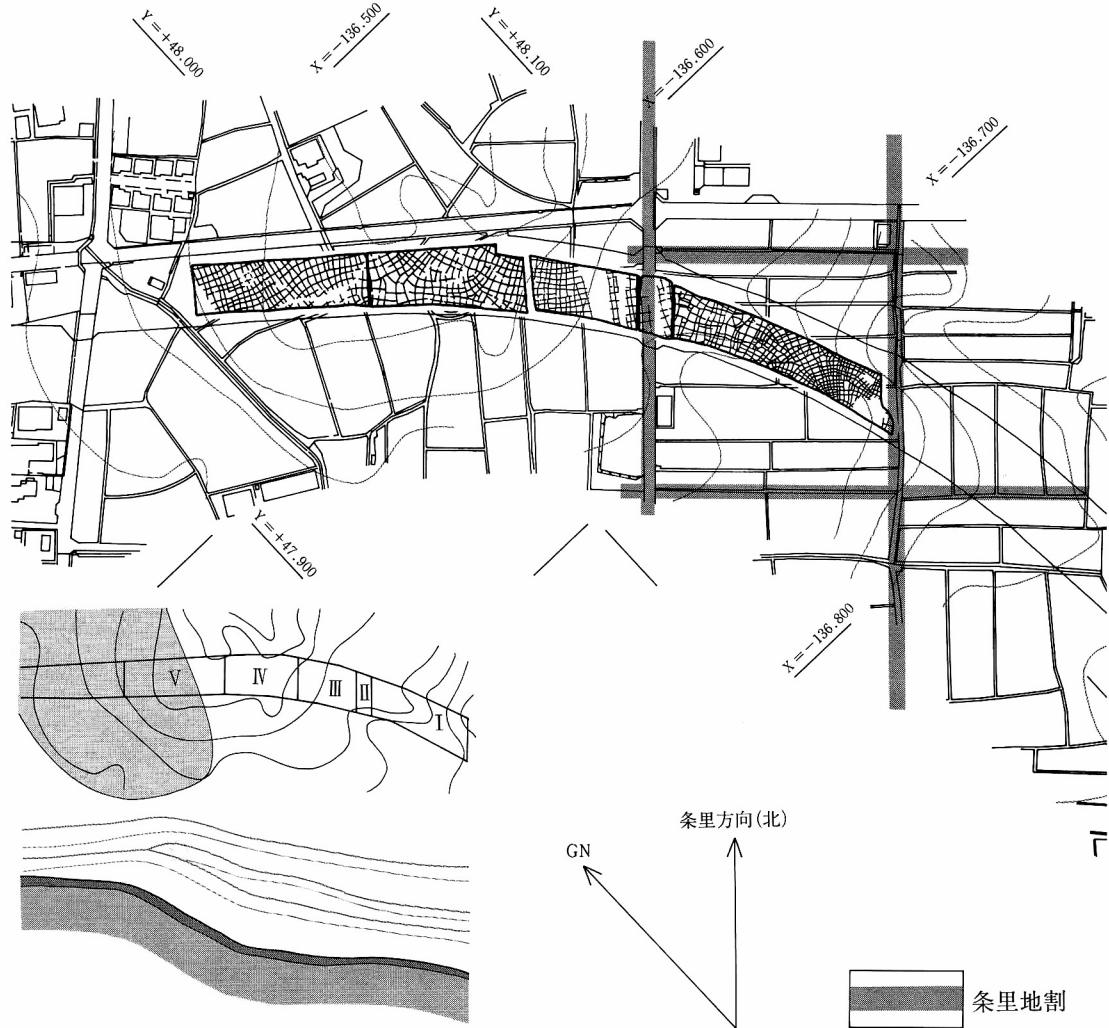
2. 時期別検討

第1期から第12期の順にまとめていく。



第298図 美乃利遺跡周辺の残存条里地割

第2節 地形環境の変化と土地利用の変化



第299図 第1期

第1期（弥生時代前期）

地形環境

前段階（縄文時代中期ごろ）の砂礫を基盤とする中州を埋める形で、細砂を中心とした洪水砂により自然堤防が形成される。この自然堤防は、調査結果にもとづいて復原された微地形分析の結果V区にその中心がある（堆積a）もので、I区側へいくほど後背湿地となっている。したがって、調査区の大半は自然堤防の緩斜面にあたる。

なお、当期の地表面を形成した水田土壌層（土壌層III）に含まれるプラント・オパール分析の結果、タケ亜科が安定して出現している。そして、この背景に非常に安定した土地条件となっていることを指摘されている（第4章第8節）。その前提として、高橋 学による当該期の瀬戸内沿岸地域における完新世段丘Iの形成とともに段丘面上での土地条件の安定（第4章第9節）に対応するものと考えている。

したがって、当期の直前に大きな地形環境の変化があったものと考えられる。

土地利用

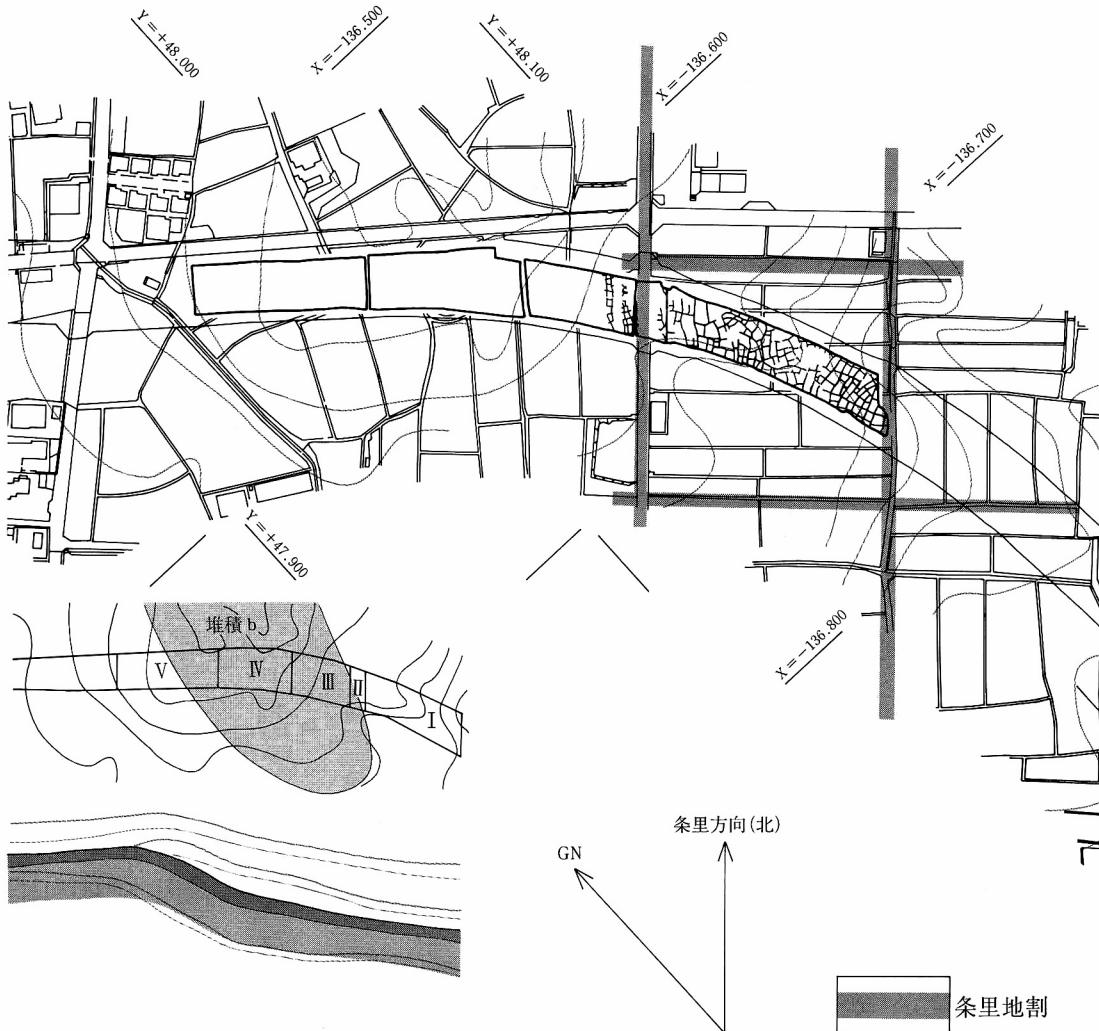
土壌層IIIを表土とし、調査範囲全域にわたって水田として利用されている。

地割との関係

水田畦畔の方向は、上記自然堤防の微地形に沿ったもの（第6章第1節）で、条里地割りおよび現地割りとの関連は全く認められない。

景観の復原

調査区全域が生産域にあたり、集落はより北側にあったものと考えられる。



第300図 第 2 期

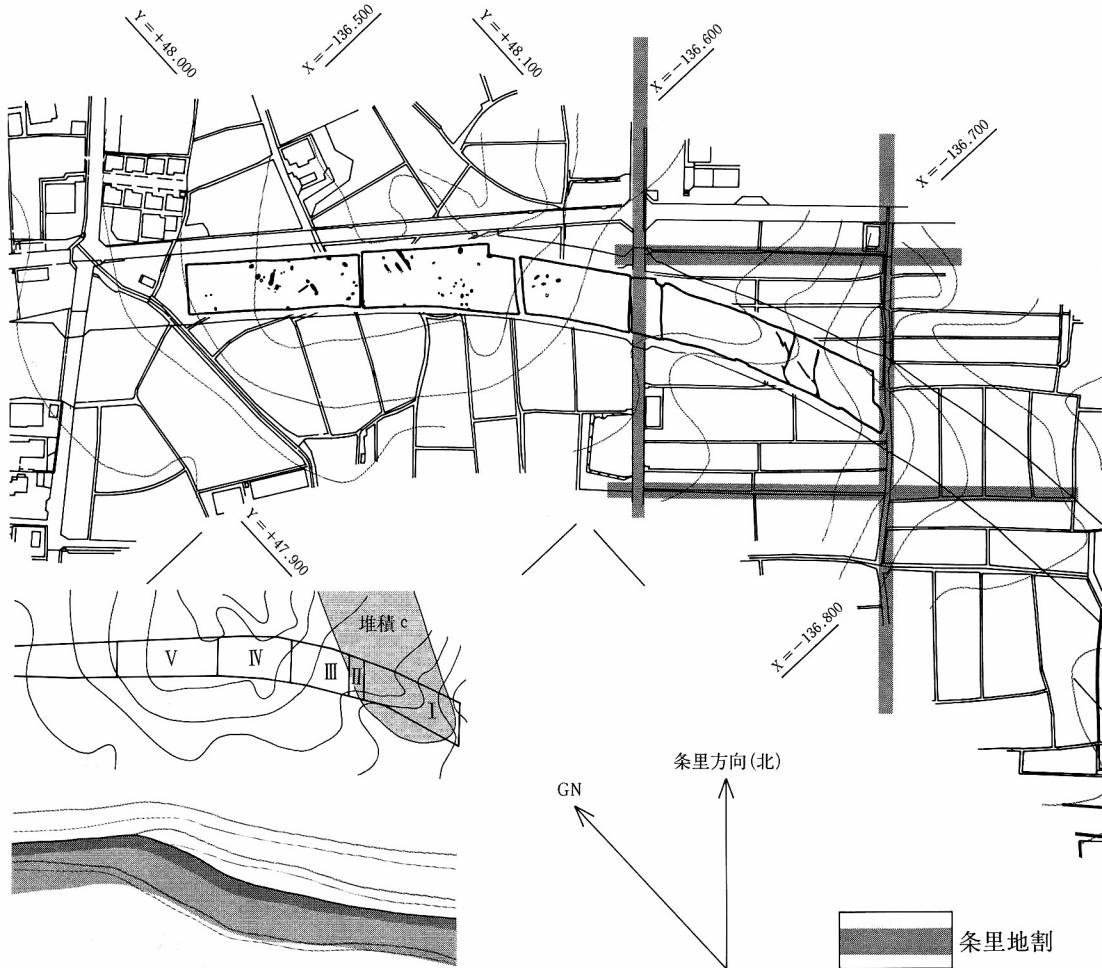
第2期（弥生時代前期）

地形環境 細砂を中心とした洪水砂がV区東半からⅢ区にかけて堆積（堆積b）し、土壌層Ⅲを地表面とした自然堤防が徐々に埋没していく。ただし、自然堤防は完全に埋没するのではなく、V区を中心に第1期に形成された自然堤防が残存している。そして、I区へむけて緩やかな斜面となっている。

土地利用 土壌層Ⅱを地表面とし、前段階と同様、水田として利用されている。ただし、前段階とは異なり、調査範囲全域ではなくⅢ区東半からI区に限られる。

地割との関係 水田畦畔の方向は、第6章第1節でも述べたように、上記自然堤防の微地形にそったもので、条里および現地割りとの関係は全く認められない。

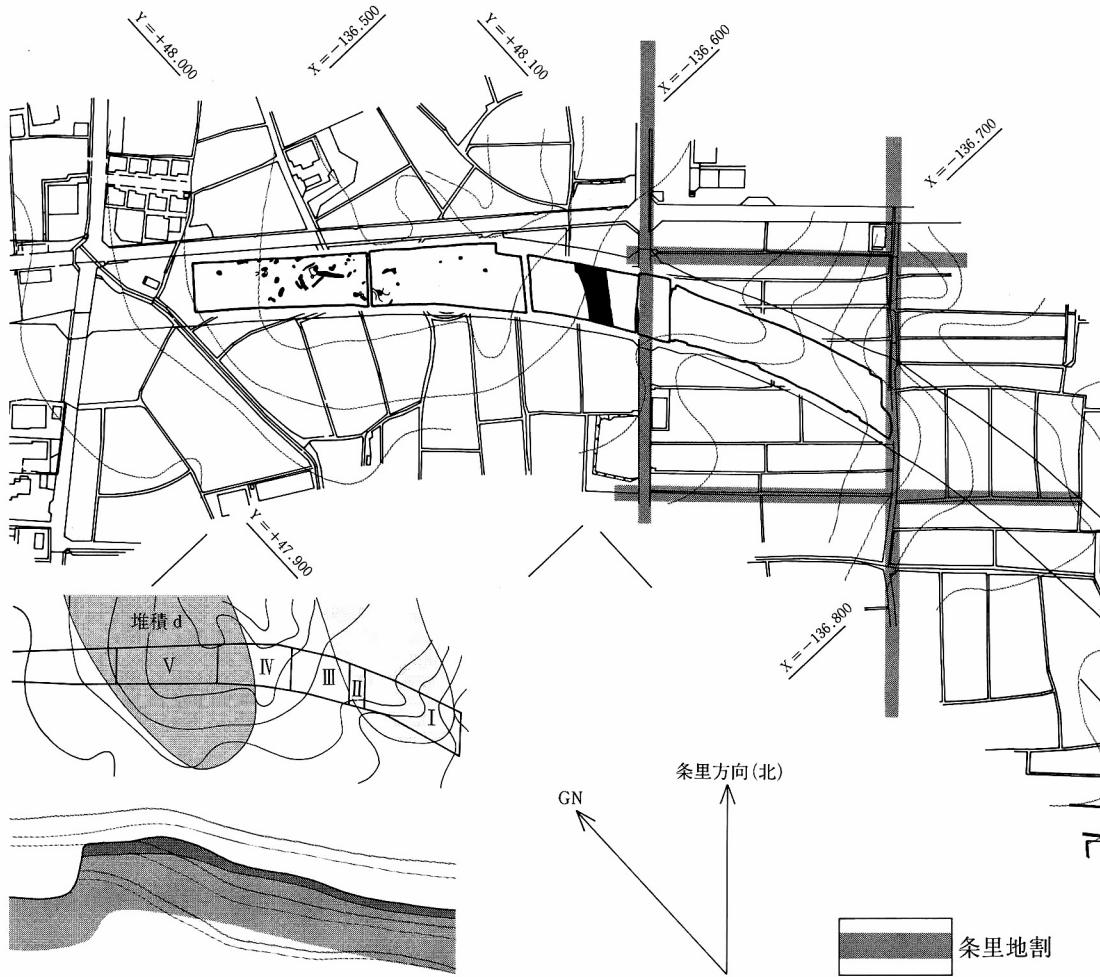
景観の復原 前節でも触れたように、水田を検出しなかったⅢ区西半からV区にかけて検出した遺構についても、次の第3期と時期を分けたが、ほぼ同時期の可能性が考えられる。このことを前提とすると、自然堤防の上では集落の一部が、傾斜地から後背湿地にかけては水田がひろがっていたことになる。ただし、集落の中心は前段階同様、より北側にあったものと考えられる。



第301図 第3期

第3期（弥生時代前期末～中期初頭）

- 地形環境** I区を中心にわずかに洪水砂の堆積（堆積c）が認められるが、前段階と大きな変化は認められない。このため、I区を中心に自然堤防がわずかに埋没する。
- 土地利用** 基本的には土壤層IIを地表面とし、I区からV区にかけて柱穴・土坑・木棺墓・溝等が掘削されている。土坑・溝はいずれも小規模なもので、土器もあまり含まれていない。このため、これらの遺構の性格は明らかにできない。唯一その機能が判るのが木棺墓（SX01）である。
- 地割との関係** 検出した遺構のなかで、方向性をもつものは溝と木棺墓である。溝については、I区では北東一南西方向を基本とするのに対して、IV区・V区では南北方向を基本とする。いずれも自然堤防の主軸方向にそるもので、I区では自然堤防の緩斜面に平行する方向を、IV区・V区は自然堤防の頂部にあたるため、その主軸方向を示している。
- 木棺墓については、その方向性に一定の基準を認めることは困難であるが、しいていえば、溝同様、自然堤防の斜面に平行する。
- 景観の復原** 基本的には集落の一部であることは明らかである。しかし、柱穴を数穴検出しているものの、集落の中心部とはいはず、むしろ周縁部の様相を呈している。特に、木棺墓がこのことを象徴している。



第302図 第 4 期

第4期（弥生時代前期末～中期初頭）

地形環境 V区からIV区を中心に堆積（堆積d）する。ただし、堆積の中心は、III区からI区にかけてで、IV区・V区の堆積はわずかである。前段階より自然堤防の高低差は少なくなり平坦化し、微高地そのものが平面的に拡大する。

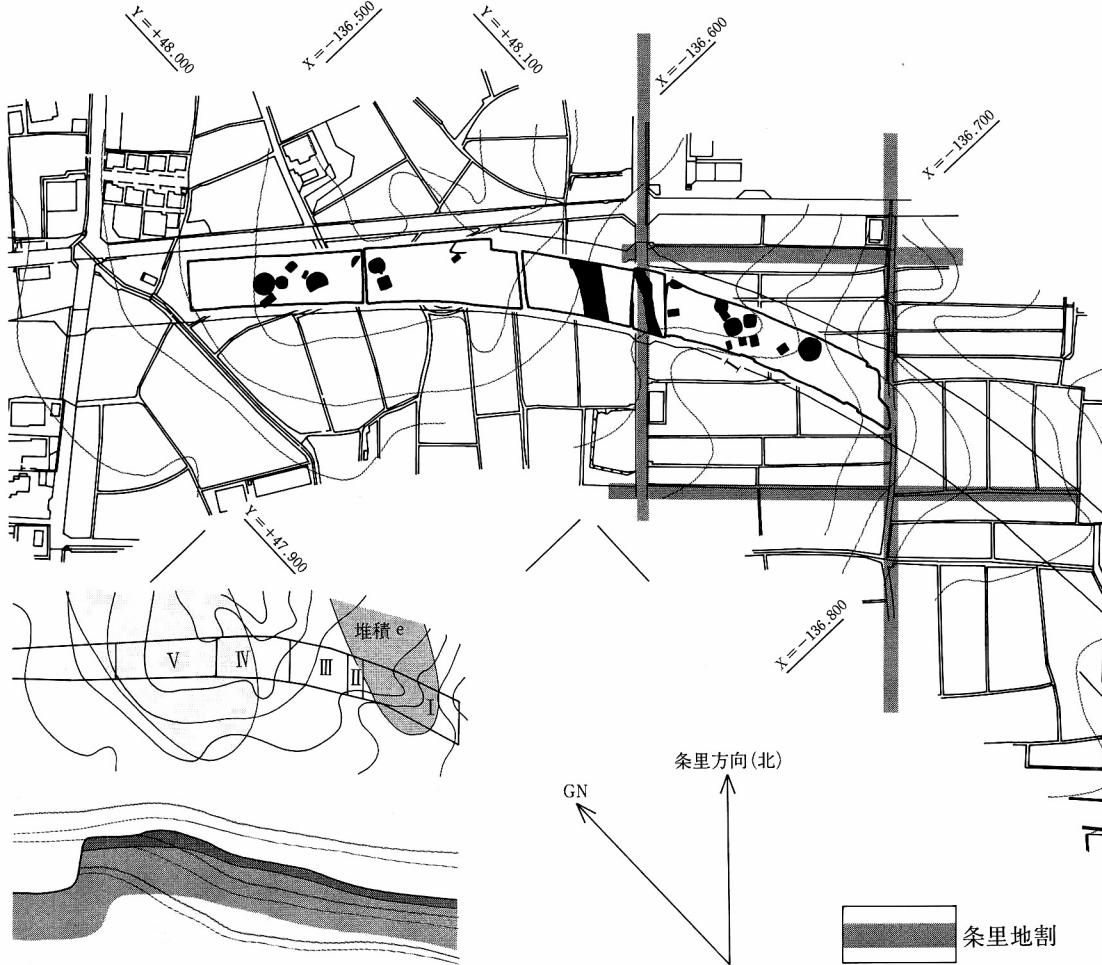
土地利用 土壌層Iを地表面とし、V区からIV区を中心に土坑と溝が掘削されている。また、III区で環濠と考えられる溝（SD48）が掘削されている。この他調査区外ではあるが、第2次確認調査の結果、V区の西側に旧河道の一部を確認している。

地割との関係 方向性を示す遺構としては溝のみである。特にSD48については一見したところ条里方向に近いが、わずかに北側へ振っている。この方向は自然堤防の斜面に平行する方向で、時期から判断しても、条里方向に近いのは偶然と考えられる。他の溝については、その方向に規則性は認められない。

景観の復原 当期の遺構はV区からIII区に限られ、III区の溝を除いては集落の一部と考えられる。ただし、検出した遺構は土坑・溝が中心で、土坑中に土器が多量に放棄されている様子などから判断して、集落の周縁部と考えられる。III区のSD48については、IV区・V区の遺構との位置関係・規模からIV区・V区の集落を囲む環濠の一部と考えられる。ただし、SH09が当該期の住居跡の可能性があることから、中心部に比較的近いものと考えられる。

I区・II区については環濠の外側にあたると考えられ、遺構は全く検出されていない。

第2節 地形環境の変化と土地利用の変化



第303図 第 5 期

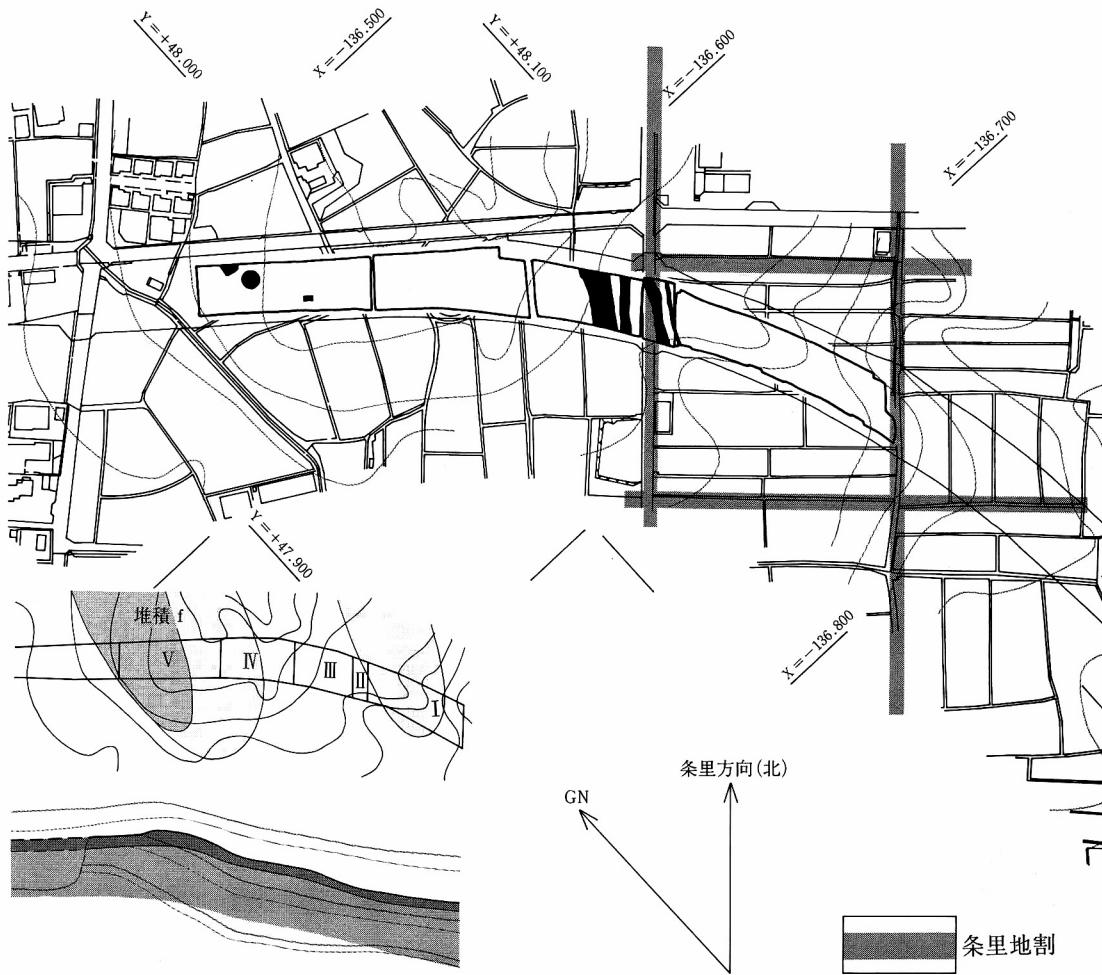
第5期（弥生時代中期後半）

地形環境 I区を中心に堆積（堆積e）するが、この堆積はわずかで、自然堤防そのものに大きな変化は認められない。

土地利用 土壤層Iを地表面とし、IV区からV区とI区を中心に住居が営まれる。そして、両地区のほぼ中間にあたるIII区において、第4期から引き続き環濠と考えられるSD48が機能している。この他、SD48の東側にもほぼ平行する溝（SD46）が掘削されており、SD48とともに環濠としての機能を担っていたものと考えられる。

地割との関係 前段階でも検討したように、SD48は微地形にそるものである。これに平行するSD46についても、同様に考えられる。他に、地割りとの関係を検討しうる遺構は検出されていない。

景観の復原 大きく2つの住居跡群からなり、その中間に環濠が存在する。両住居跡群とも掘立柱建物を伴うものである。IV区からV区にかけての住居跡群（B群）は、当遺跡の集落の中心の一部と考えられる。I区の住居跡群（A群）は、前段階の環濠と集落との関係から判断すると、環濠外の集落になる。ただし、環濠内の集落との関係については明確にできない。両群の差を指摘すると、B群では住居跡群の周囲にはほとんど遺構は認められないが、A群の周囲には土坑等が認められる。また、A群内のSH05・SH06内からは管玉が出土している（第5章第6節）。



第304図 第 6 期

第6期（弥生時代後期）

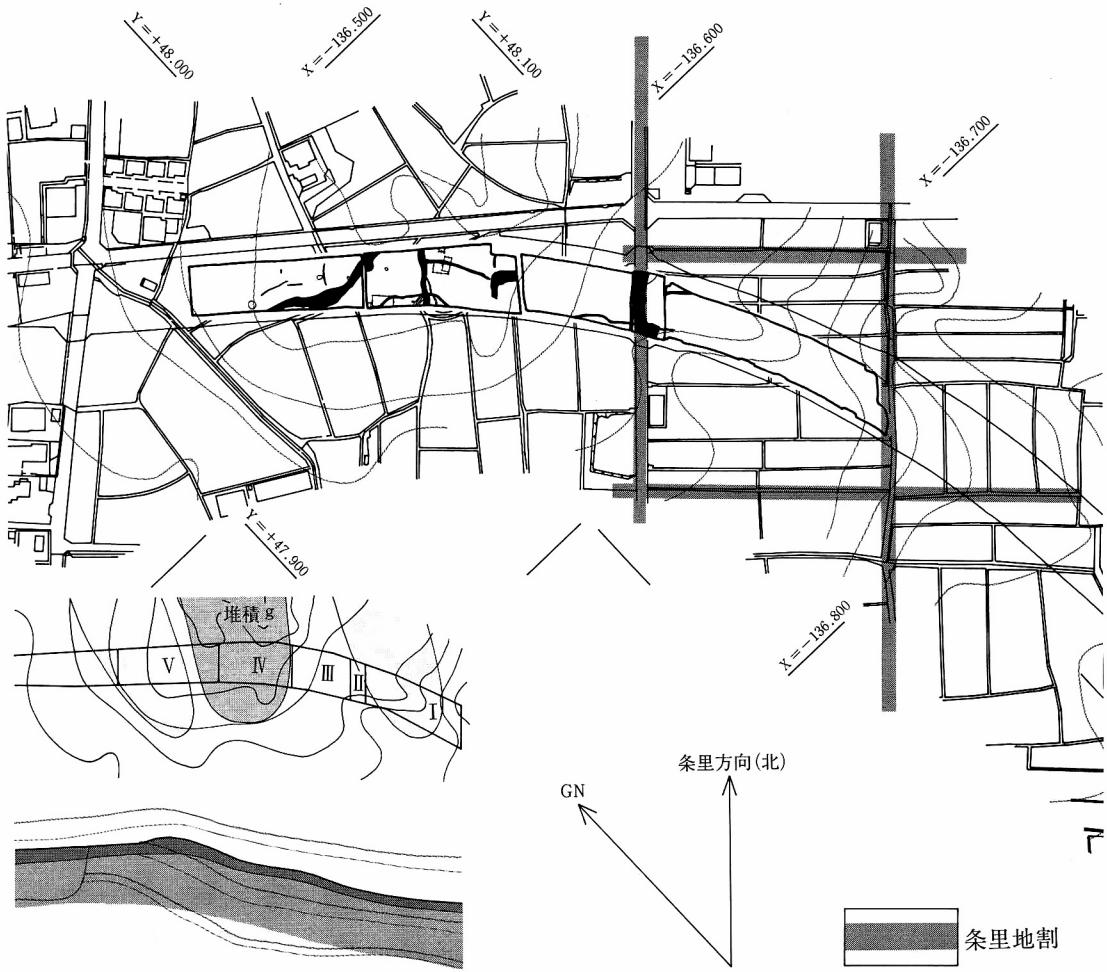
地形環境 V区の西半を中心にわずかに堆積（堆積f）する。ただし、基本的には第5期と変化はない。

土地利用 第5期同様、土壤層Iを地表面とし、V区西半に住居跡と掘立柱建物跡が、I区西端からIII区にかけて溝が掘削される。他の地区においては、遺構は全くみつかっていない。

地割との関係 住居跡には方向性を見いだすことはできない。I区西端からIII区にかけての溝（SD14・SD46～SD48）は、方向が完全に一致するわけではないがほぼ平行するもので、第4期で検討したように、自然堤防の縁辺部の等高線に平行している。

景観の復原 V区西半で住居跡と掘立柱建物を検出していることから、集落の中心の一部と考えられる。ただし、II区からIII区の溝群までの間は遺構が全く検出されておらず、空閑地であったようである。おそらく畠等の生産域であったものと考えられる。

I区西端からIII区の溝群（SD14・SD46～SD48）はV区の住居跡群の廃絶後に埋められている（第5章第3節）ことから、これらの溝は当期においてもこれらの住居跡群を中心とした集落を囲む環濠としての機能を果していたものと考えられる。



第305図 第 7 期

第7期（奈良時代）

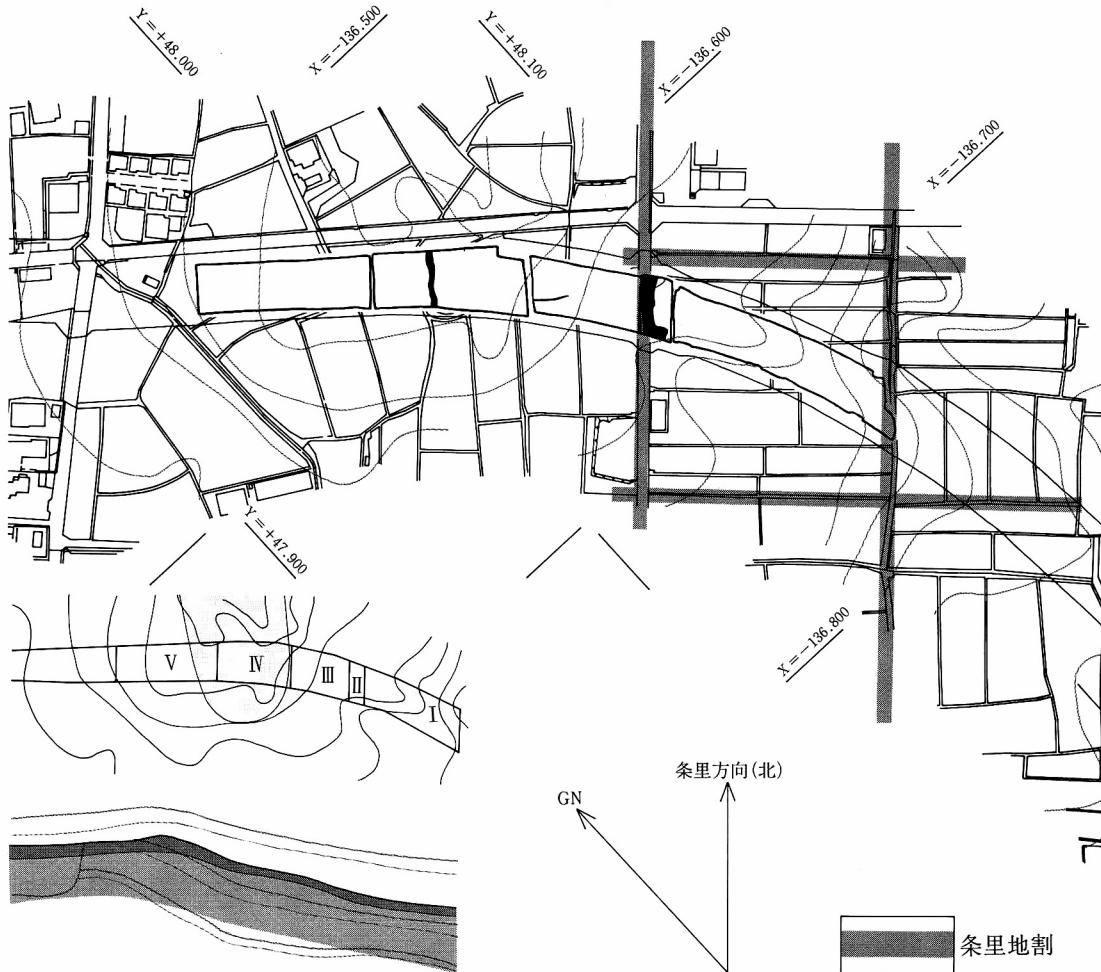
地形環境 IV区を中心にわずかに堆積（堆積g）する。この結果、V区からIV区にかけてはかなり平坦化する。ただし、I区にかけては完全な平坦化にはいたらず、I区にかけて傾斜している。

土地利用 土壤層Iを地表面として、IV区を中心に掘立柱建物が5棟建てられる。また、IV区からV区にかけて数条の溝が掘られる。

地割との関係 掘立柱建物については、建物相互にも棟軸方向に若干の相違が認められる。このなかで、SB26については棟軸方向がN 45°Wを示し（第3章）、この直交方向つまりN 45°Eは、当地域に残存する条里地割の方向（N 44°E⁽²⁾）とほぼ一致する。他の建物については一致しない。

溝については、SD13・SD98等は条里地割の方向とは全く無関係で、特にSD13については復原される微地形の等高線に平行するように掘削されている。これに対してSD09（N 48°W）・SD15（N 38°E）・SD86（N 38°E）は、条里方向に極めて近い方向を示す。以上から、当該期の遺構は、条里方向に近い方向を示す遺構と、全く無関係な遺構の両者が認められる。

景観の復原 掘立柱建物跡の存在から、IV区を中心に集落のほぼ中心部が存在した。他の遺構がほとんど検出されなかったV区西半・I区は空閑地もしくは生産域であったと考えられる。



第306図 第 8 期

第8期（平安時代前期）

地形環境

当期においては、地形環境の変化は認められない。

土地利用

第7期同様、土壤層Ⅰを地表面として、柱穴1穴と溝3条が掘削されるにとどまる。平面的にはⅢ区・Ⅳ区に限られる。

地割との関係

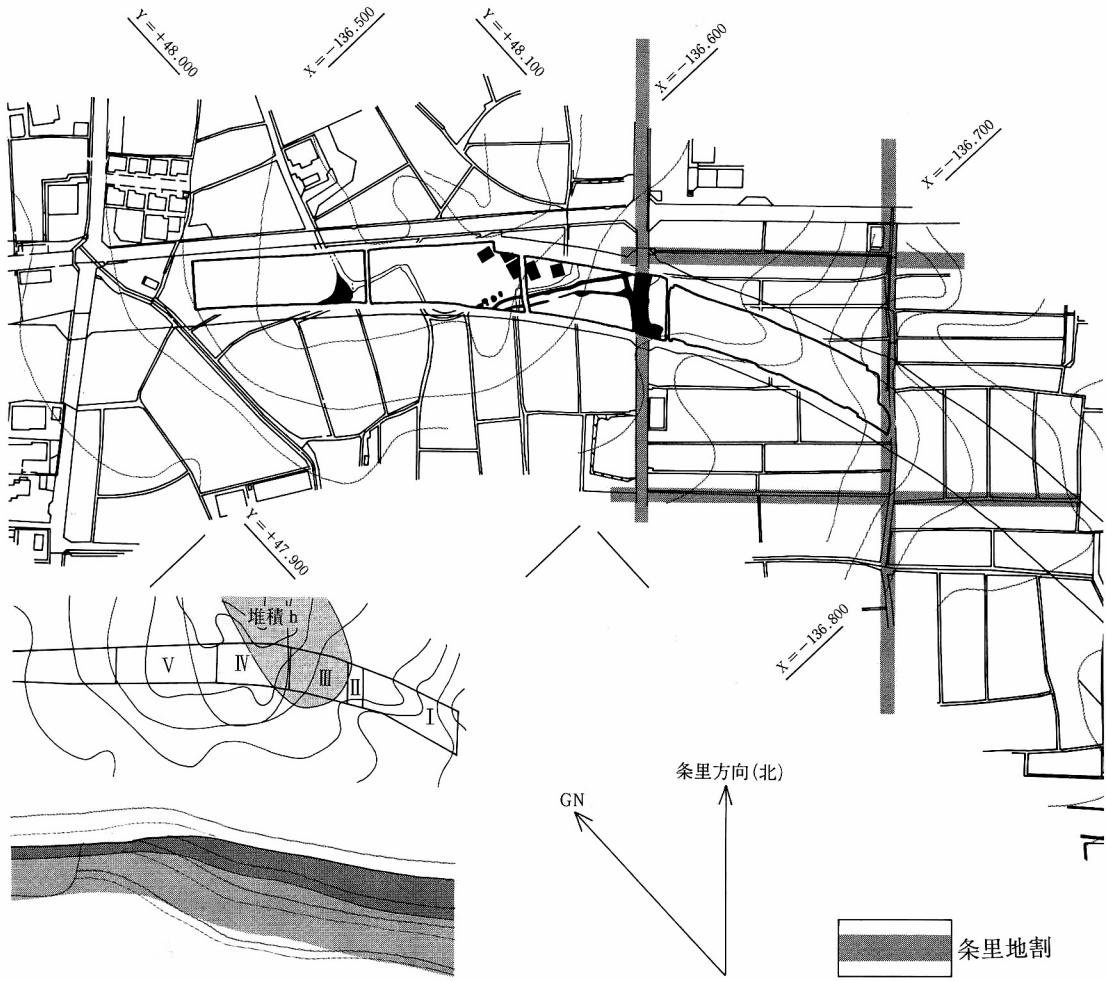
2条の溝のうち、SD15・SD86については第7期で検討したとおりである。SD30については、N123°E（直交方向でN38°E）を示し、これはSD86にはほぼ直交する方向にあたる。つまりSD30についても、条里地割に合致した遺構と考えられる。

なお、第7期でふれることができなかったが、残存条里地割と一致するSD15とSD86の間隔は、前節で述べたように1町の約8割に相当する。ただし、SD15から北西側へ1町に相当する位置では該当する遺構は検出されていない。

景観の復原

Ⅳ区で検出した柱穴とⅡ区からⅣ区で検出した溝に限られる。確認できた柱穴が1穴のみであるため建物を復原することはできないが、近く（調査区の北側）に建物があるものと考えられる。つまり、溝を検出したⅡ区からⅣ区については集落の周辺部と考えられる。他の遺構の検出されなかった地区については、水田等の生産域であったものと考えられる。検出した3条の溝とも、用水路等の機能を担っていたものと考えられることから、条里地割りのもとで耕作がなされていたものと考えられる。

第2節 地形環境の変化と土地利用の変化



第307図 第 9 期

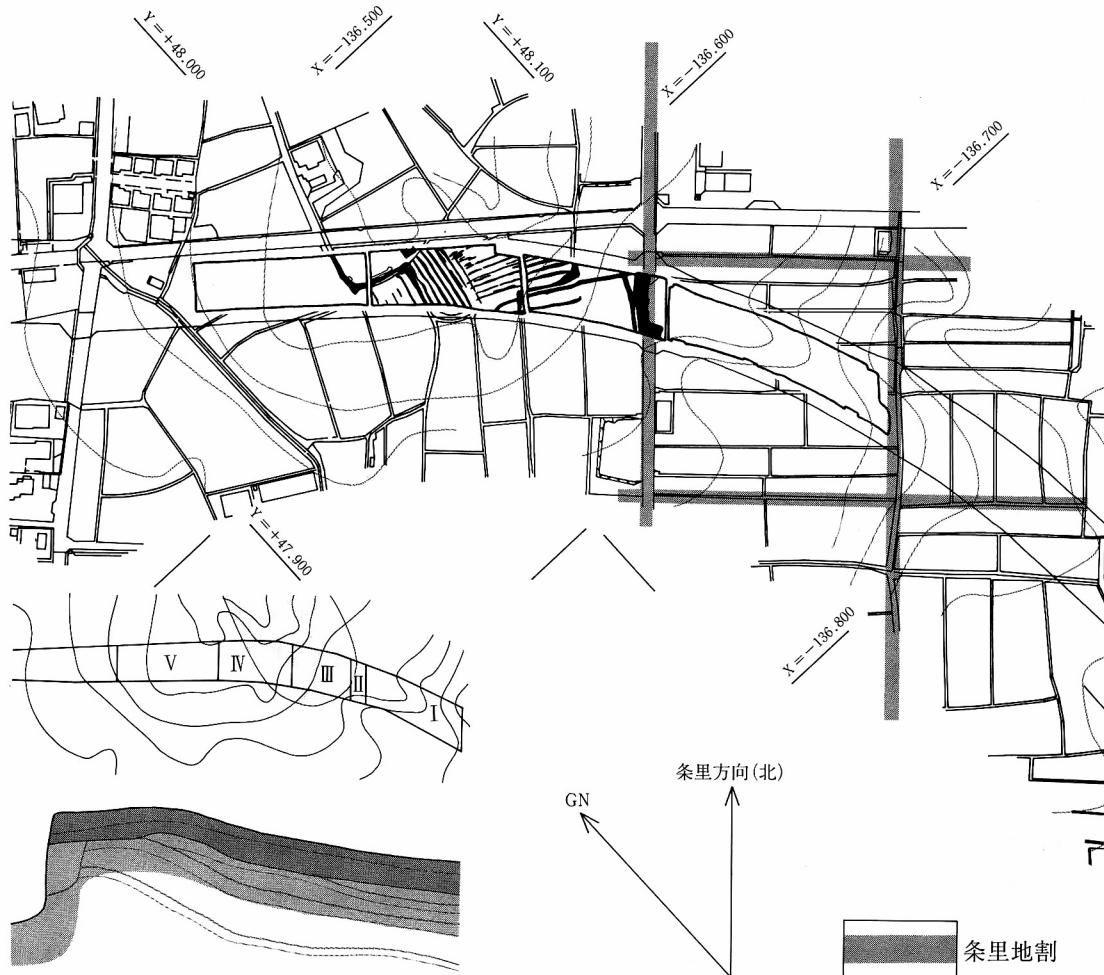
第9期（平安時代中期）

地形環境 IV区東半からIII区にかけてわずかに堆積（堆積 h）する。このため、V区を中心に形成されていた自然堤防の埋没が一層進むとともに、III区まで平坦化が進行する。

土地利用 旧耕土直下を地表面として、III区北部を中心に掘立柱建物が5棟建てられるとともに、これら建物群の西端部に井戸と木棺墓がつくられる。これらの遺構群の南側に東西方向の溝とこれに直交する溝が掘削される。また、V区とII区にも溝が掘削される。

地割との関係 掘立柱建物群はN 10° E ~ N 20° Eを示し、木棺墓についてもN 5° Wを示し、いずれも条里方向とは異なる。井戸についても同様である。また、上記の遺構群の南側にある直交関係にある2条の溝（SD21・SD22）についても、上記の建物群の示す方位に近く、条里方向とは異なる。これらの遺構の示す方向性は、埋没自然堤防の主軸方向、つまり堆積 h の堆積方向に近い。一方、条里方向と一致するSD15も引続き存在する。

景観の復原 掘立柱建物跡・井戸・木棺墓で屋敷地を構成していたものと考えられ、特に掘立柱建物群のある箇所は周囲より一目でわかるほど高くなっている。また、SD21・SD22については、北側にある上記の屋敷地と南側の水田域とを区画する機能と同時に用水路としての機能もはたしていたものと考えられる。この他、V区のSD18と屋敷地の間には遺構は検出されておらず空閑地となっている。畠等の存在も想定される。また、遺構の全く検出されなかったI区については、水田域であったものと考えられる。



第308図 第 10 期

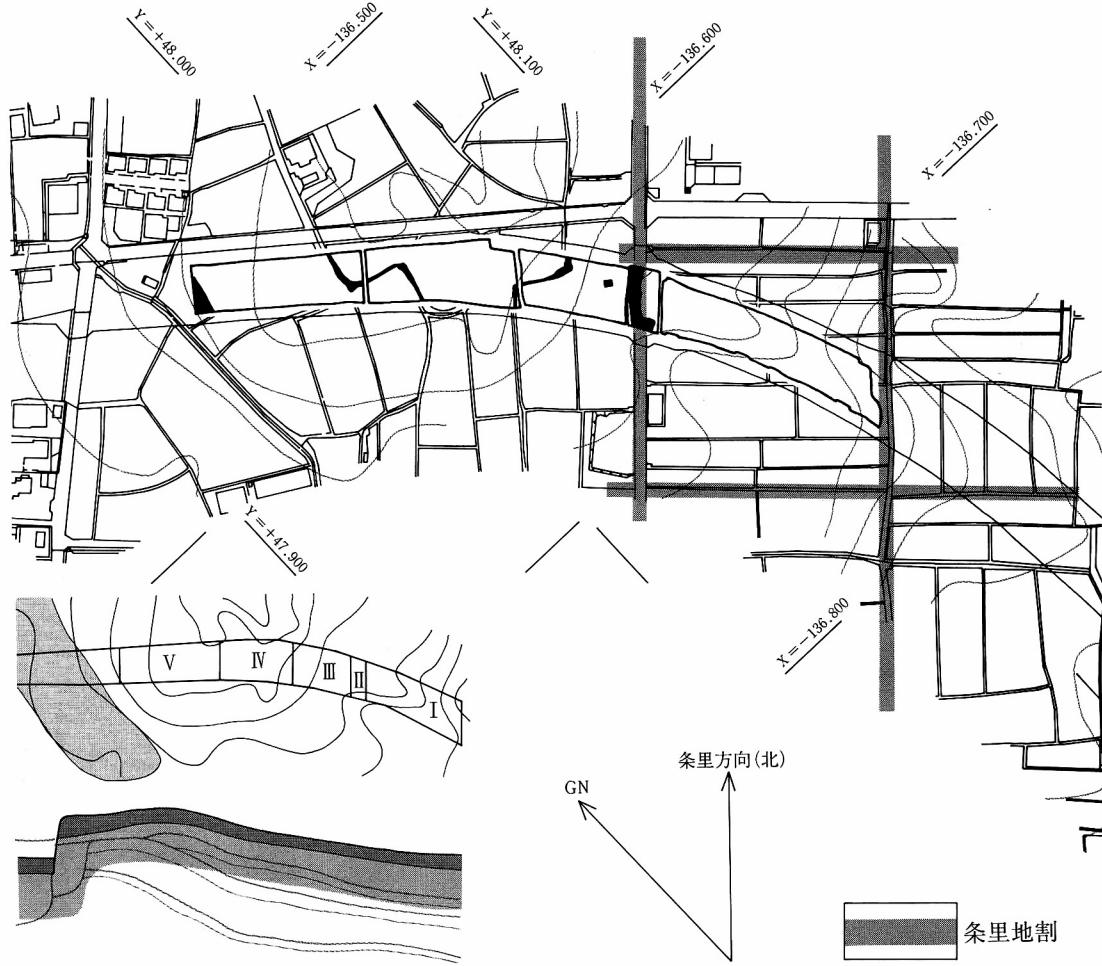
第10期（平安時代末～鎌倉時代初頭）

地形環境 V区の西側の未調査区との境に段丘化がおこり、これより調査区側は完新世段丘Ⅱ面に、その反対側は氾濫原面となる。地表面は、第9期から第10期の間にわずかに堆積し、現在の地表面にはほぼ近いものと考えられる。

土地利用 IV区からIII区にかけての堆積h（第9期）を中心に畠がつくられる。その北側で掘立柱建物も建てられる。また、この畠を取り囲むように堆積hの縁辺部に溝（SD16・SD17）が掘削される。と同時にSD21が埋められる。このため、SD16とSD21は一部で平行する。この他、SD15が依然として存続する。

地割との関係 畠の畠方向とSD16・SD17は同方向を示す。そして、これらの方向は第9期のSD21と平行する。つまり、当期の遺構も条里方向とは異なる方向を示す。また、SD16とSD17は、残存する条里地割りとは異なる地割りと完全に一致する。つまり、当期に現況の地割りの起源を求めることができる。他方、SD16については、北東側と南西部の直線がN43°Eと条里方向とほぼ一致する点が注目される。

景観の復原 第6章第3節で検討したように、堆積hを中心とした箇所で畠と掘立柱建物で屋敷地を構成しており、これを取り囲むようにSD16とSD17が掘削されている。両溝はこのような区画溝としての機能と同時に、用水路としての機能もなしていた（第7章第1節）。そして、これらの溝の周囲の低地は水田域となっていた。



第309図 第 11 期

第11期（中世後半）

地形環境

第10期における段丘化に伴い形成された氾濫原面に洪水砂が堆積し、現地表面近くまで埋没する。一方、完新世段丘Ⅱ面においては地形環境の変化は認められず、当期の地表面は、現地表面にほぼ近いものと考えられる。

土地利用

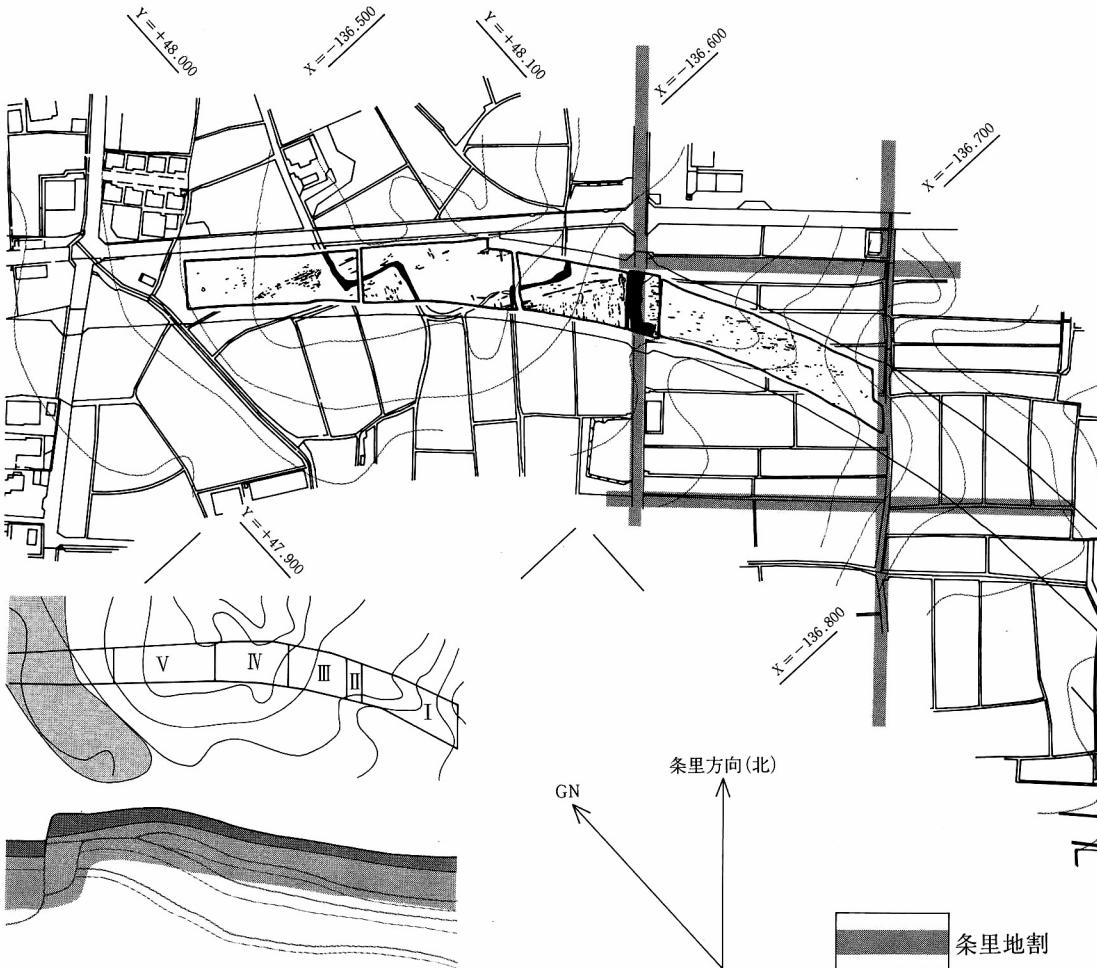
第10期において畠であった箇所が意識的に埋められ（第6章第3節）、再び水田化される。第10期で掘削されたSD16とSD17が当期においても用水路として機能し続ける。この他、Ⅲ区において掘立柱建物が1棟建てられる。ただし、この掘立柱建物は、その規模および平面的位置から判断して、住居としてより小屋としての機能が考えられる。また、V区西端部では、段丘崖の一部崩れかけた斜面を水田として開墾している。この他、SD15も継続して機能し続ける。

地割との関係

掘立柱建物については、棟軸方向をN 50°Wを示し、この直交方向がN 40°Eであることから、条里方向にほぼ近いものと判断される。一方、第10期から継続するSD15・SD16・SD17については、先に検討したように、SD15とSD16の一部が条里方向とは一致するのに対して、他の溝は一致せず、現地割りと一致するものである。調査地を中心に復元した等高線を重ね合わせると、当地の微地形を意識したものと考えられる。

景観の復原

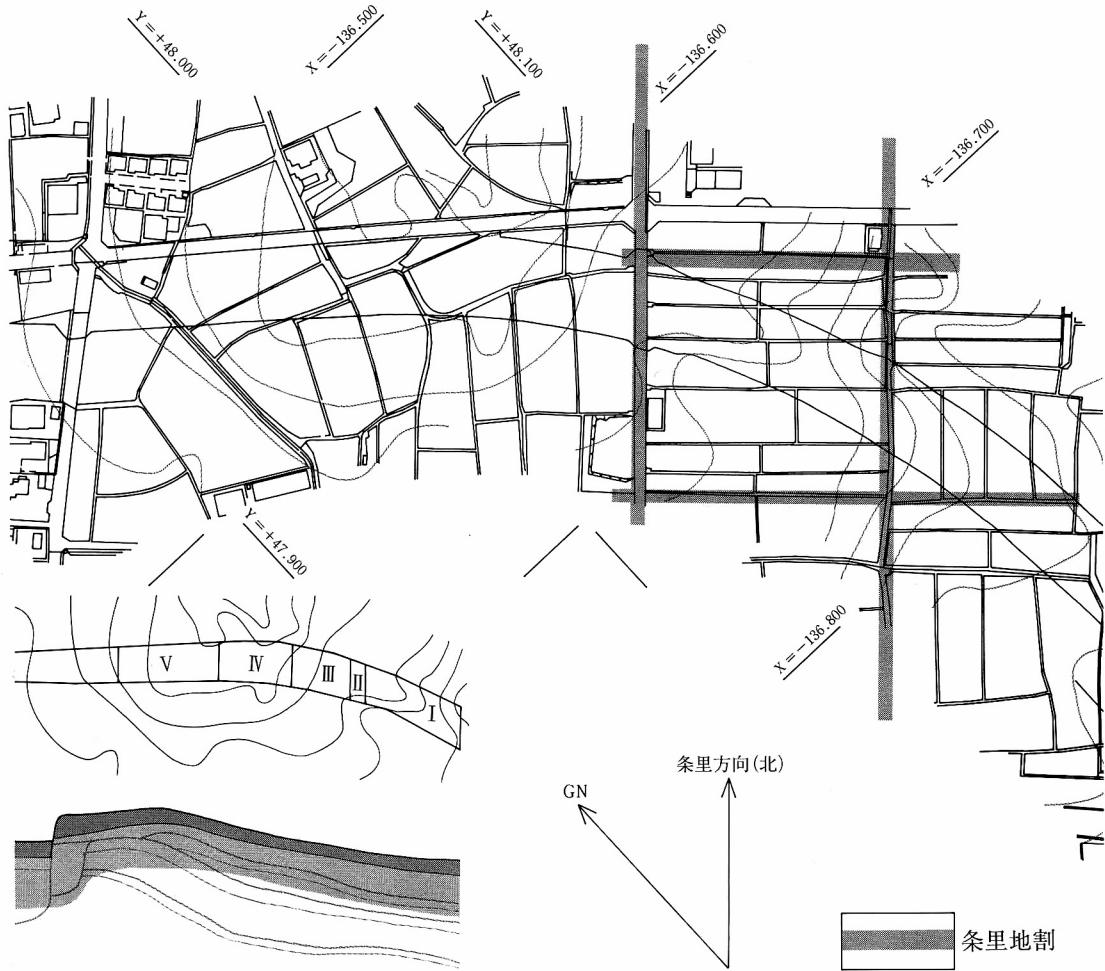
掘立柱建物を除いては溝のみであり、この溝が用水路として機能していたと考えられることから、調査区のほぼ全域が水田域であったものと考えられる。



第310図 第12期

第12期（近世以降）

- 地形環境** 第11期にある程度埋没した氾濫原面がさらに埋没し、現地表面に近いレベルまで埋没する。完新世段丘Ⅱ面においては、地形環境の変化は認められない。
- 土地利用** SD15・SD16・SD17は第11期から引き続き用水路として機能し続けている。そして、これらの溝以外では、Ⅰ区からⅤ区にかけて全面的に鋤溝が残存している。
- 地割との関係** SD15・SD16・SD17については先に検討したとおりである。鋤溝については、Ⅰ区からⅤ区にかけて全域で検出されているが、Ⅲ区からⅣ区にかけて掘削されたSD16を境に大きく異なる。つまり、この溝よりⅠ区側は条里方向とほぼ一致する（N 44°W = 直交方向で N 46°E もしくは N 42°E）のに対して、反対側は条里方向とは一致しない（N 110°E = 直交方向で N 20°E もしくは N 22°E）。むしろ、SD17の方向、つまり微高地の主軸方向に一致する。
- 景観の復原** 鋤溝は水田耕作に伴うもので、調査区全域が水田であったことを示す。つまり、景観的には現在の景観とほぼ一致するものと考えられる。



第311図 第12期以降

第12期以降

- 地形環境** 沼澤原面において多少の洪水堆積があった可能性も考えられるが、未調査地域内であることもあって、明確にしえない。おそらく、現表面と大差ないものと考えられる。
- 土地利用** 全域水田として利用されている。
- 地割との関係** 第10期以降、基本的には現地表面で観察できる地割りが継続している。このなかで、第12期まで継続していたSD15が埋められ、直後ではないがこの上に道路（市道大野美乃利線）が建設される。
- 景観の復原** 全域が水田域として継続している。

3. まとめ

以上、地形環境・土地利用形態・現地割りとの関係の各項目について、時期を追ってみてきた。これをまとめたのが、次の第62表である。

第62表をもとに上記の項目ごとにまとめてみたい。

- 地形環境** 高橋 学によると、美乃利遺跡の地形分類は完新世段丘Ⅰ面自然堤防帶後背湿地にあたる（第4章第9節）。この地形分類の基礎となる自然堤防（堆積a）ができたのが、弥生時代前期直前と考えられる。古くても、自然堤防の下層の中州を形成する礫層の形成が縄文時代中期と考えられることから、縄文時代中期以降と考えられる。そして、外山秀一に

第62表 美乃利遺跡における地形環境と土地利用の変化

時 期		地 形 環 境		土 地 利 用		地割との関係
時 代	遺 跡 区 分	地 形 变 化	地 区	生 活 面	利 用 形 態	
縄文中期		中州の形成				
縄文晚期		自然堤防の形成 (堆積 a)				
弥生前期	第 1 期	完新世段丘 I 面 の形成	V区中心	土壤層Ⅲ上面	水田 (I ~ V)	微地形に対応
	第 2 期	自然堤防の埋没 (堆積 b)	V~Ⅲ区	土壤層Ⅱ上面	水田 (I ~ III)	微地形に対応
	第 3 期	(堆積 c)	I 区		集落 (周縁部) (I ~ V)	微地形に対応
	第 4 期	(堆積 d)	IV~V区	土壤層 I 上面	環濠と集落 (周縁部 III ~ V)	微地形に対応
	中期 第 5 期	(堆積 e)	I 区		環濠と集落 (I ~ IV ~ V)	微地形に対応
後期 古墳	後期 第 6 期	(堆積 f)	V区西半		環濠と集落 (II ~ III ~ V)	微地形に対応
奈良	第 7 期	(堆積 g)	IV 区		集落 (中心部) (IV ~ V)	条里・微地形に対応
平安中期	第 8 期				集落 (周縁部) (III ~ IV)	条里に対応
	第 9 期	洪水砂の堆積 (堆積 h)	III~IV区	現耕土直下	屋敷地 (II ~ V)	条里・微地形に対応
後期	第 10 期	完新世段丘 II 面 の形成	I ~ V区	現地表面 (段丘面上)	畠・水田・屋敷 (III ~ V)	条里・微地形に対応 (現地割の完成)
鎌倉前期	第 11 期	洪水砂の堆積 (氾濫原面)	未調査区		水田 (I ~ V)	
	第 12 期	洪水砂の堆積 (氾濫原面)	未調査区		水田 (I ~ V)	
～現在	第12期以降				水田 (I ~ V)	

よるプラント・オパール分析の結果（第4章第8節）、高橋 学の地形環境の変化の分析（第4章第9節）をとおして、当地に人間の手が加えられる直前に段丘化がおこり、当地は完新世段丘 I 面となったものと考えられる。

自然堤防の埋没 以後、この自然堤防を埋めるように数時期にわたって堆積し（堆積 b ~ 堆積 g）、徐々に自然堤防が埋没していく。そして、第7期あたりで埋没が完了し、現在の地形に近くなる。この間、第4期からはほぼ同一面（土壤層 I 上面）を地表面としており、わずかな堆積は認められるものの、地形環境に大きな変化はなかったものと考えられる。

段丘化 このような状況で、最も大きな変化となるのが、第10期における段丘化にともなう完新世段丘 II 面の形成である。この結果、V区西側の未調査区付近を境に南東側は完新世段丘 II 面となり、その北西側は一段低い氾濫原となる。その後、この氾濫原内に洪水砂が堆積

第2節 地形環境の変化と土地利用の変化

し、第12期にはほぼ現地表面のレベルに達する。一方、完新世段丘Ⅱ面においては、新たな堆積はほとんどなく大きな地形環境の変化は認められない。

土地利用形態 第1期・第2期は水稻耕作による生産域、第3期から第9期までは集落の一部として利用される。ただし、集落として利用される各時期とも調査区全域におよぶものではなく、その範囲は限られ、平面的にも時期ごとに移動している。

第9期になると、屋敷地が形成される。その後、第10期には屋敷地の周囲に畠地と水田が造られる。以後は調査区全域が水田域となり、今日にいたっている。

地割との関係 第1期から第6期までは、現地表面に認められる地割との関係を指摘することはできない。溝・畦畔・掘立柱建物等の方向性を示す遺構は、全て各時期の微地形に対応したものである。

条里地割の出現 第7期になると、全てではないが、一部の遺構に条里地割とほぼ一致する方向性を示す遺構が一部で認められるようになる。特にSD15は、条里地割の坊堀線と平面的に一致する。また、SD86のように、当地に条里地割が残存する範囲（第303図）より北西側で条里と同一方向の溝を検出したことは、特筆すべきことと考えられる。ところで、当地に条里地割が残存することは以前から明らかであったが、その遺構が調査で明らかになったのは、今回の調査がはじめてである。この結果、当地に残存する条里地割が第7期、つまり奈良時代まで遡ることが明らかとなった。具体的には、当該期の土器の分析（第5章第4節）から平城編年のⅢ期に位置付けられる。ただし、今回の調査例をもって、加古川下流域平野左岸に広がる条里地割が一気に施行されたかどうかについては、言及できない。

他方で、当該期の溝の全てが条里方向と一致しないことも注目される。

以後、第8期は遺構そのものが少ないため、検出した全ての溝が条里方向に一致する。第9期以降は、条里方向に一致する遺構と一致しない遺構とが併存する。このことに関しては、後にあらためて検討することにしたい。また、第10期において、当地における現在認められる地割がほぼ完成している点も見逃すことができない。

以上、地形環境・土地利用形態・現地割との関係について、時期ごとにその変化をみてきた。次に、これらの変化と上記3項目間の相関関係について検討してみたい。

地形環境と土地利用 まず地形環境の変化と土地利用形態についてみていきたい。地形環境の変化で最も大きな変化は、第1期直前の段丘化に伴う完新世段丘Ⅰ面の形成と、第10期における同じく段丘化とともに完新世段丘Ⅱ面の形成である。完新世段丘Ⅰ面の形成にともない、当地の土地条件が安定し、水田域として人間の手が及ぶようになる。また、完新世段丘Ⅱ面の形成にともない、屋敷地が移動するとともに、畠作が導入されるようになる。この具体的なプロセスについては第6章第3節で検討したとおりである。

地形環境と地割 次に前二者と地割との関係についてみていきたい。地割との関係で最も大きな変化は、第7期における条里地割の出現である。この時期の他二者の変化をみてみると、地形環境の変化において、第2期以来続いてきた自然堤防の埋没がほぼ終了した時にあたる点が注目される。このような地形環境の変化は、瀬戸内沿岸地域において一般的に認められるものである。⁽³⁾

条里と異なる ところが、先述したように条里地割と無関係な方向性をもった掘立柱建物や溝などの遺地割構も認められる。現存の地割から判断すると、IV区より北西側においては条里地割は残存しない。ところが、SD86（第8期）はこの地区に位置する。先述したように、当遺構は条里遺構と判断できるものである。したがって、少なくとも一時期においてはIV区においても条里地割が存在したものと判断できる。しかし、第9期に洪水砂（堆積 h）の堆積後、当地に出現する屋敷地の示す方向性は条里とは明らかに異なる。そして、次の第10期において、第9期の方向性を踏襲した形で水路等（SD16・SD17）が掘削され、現存地割の基礎が完成することになる。ただし、前節（P533）でもふれたように、SD16の方向を詳細にみると、一部に条里方向と一致する箇所が認められる。単なる偶然と捉えるべきことかもしれないが、第8期から第10期にかけての条里地割から新たな地割への変化過程を示すものと捉えることも可能ではないだろうか。

ところで、金田章裕は奈良・平安時代の個別家地をとりあげ、その立地・配置・面積・建物等の分析をおこなった結果、「①家地のかなりのものが現集村以外の部分に分布し、②そこには多くの場合微高地が認められ、周囲と不調和な地割が存在していたり、家地の範囲を推定できるような地割が残っていた」ことを明らかにされている。⁽⁴⁾ そして、このような傾向は、平安時代後期まで認められるとされている。

第7期に認められた条里方向と異なる掘立柱建物・溝の存在、第9期・第10期に認められた条里方向と異なる屋敷地の存在は、金田章裕の成果を前提とすると理解しやすいものである。ただし、IV区で認められた第8期から第10期にかけての地割の変化は、全ての屋敷地が当初から条里地割と異なる地割が併存しているものではないことにも注意する必要があろう。

屋敷地の規模 また、金田章裕は上記の分析を通じて、家地の面積は三段以上の上層グループと一段前後の下層グループとに大別されるとしている。⁽⁵⁾ 第9期に形成された屋敷地の規模は、調査範囲内で約1,500m²を測り、これを当時の単位に換算すると約1.2段に相当する。また、この屋敷地とした箇所は、第11図の小字図に示した小字「明林寺」にあたる地域と平面的に重複する。そして、この「明林寺」の面積は約58,000m²（約48段）を測る。このなかで、小字「明林寺」の範囲内で、かつ微地形的みて調査で検出した屋敷地と同じ地形で、地割からみて同一の屋敷地（家地）と考えられる範囲の面積は、14,399m²を測り、これを当時の単位に換算すると約12段（1.2町）に相当する。この面積は、金田章裕のいう上層グループの家地の面積に相当する。したがって、当期の屋敷地の主体についても上層グループを想定することが可能ではないかと考えられる。

さらに、上記の考えを支持するものとして、以下の点を指摘できる。それは、先にも述べたように、当地の小字が「明林寺」という「寺」に関連した地名になっていることである。今回の調査では、直接「寺」と結びつく遺構・遺物は検出されていない。しかし、当区域の遺構及び出土遺物について、①SD36から大初位クラスのものと推定される鍔帶が出土地で出土している（第5章第9節）、②第10期以降の遺構から少ないながらも瓦が出土している、③第11期に上記屋敷地の北側の土で畠を埋めている（第6章第3節）が、その埋め土のなかにも瓦が、さらには緑釉が含まれている、④地元では「以前、当地に寺があり、そ



第312図 美乃利遺跡周辺の小字

の礎石が最近まで田んぼの畦にあった」という伝承が存在する、等の点を指摘できる。これらは「寺」が存在した可能性を十分に示唆する材料ではないかと考えられる。

現地割の完成 最後に、地割においてみのがすことのできないのが、第10期において現存地割の基礎が完成している点である。そして、この地割の契機となったのが、完新世段丘Ⅱ面の形成に伴う屋敷地の移動および畠作の導入である。つまり、当期にいて3者の変化が有機的に結びついていることが理解できる。

以上、地形環境・土地利用・地割との関係について、その相互関係についてまとめてきたが、第9期と第10期の間に大きな画期を見いだせるのではないかと考えられる。つまり、完新世段丘Ⅱ面の形成とそれに伴う畠・水田と伴う屋敷地の形成=現存地割の基礎の完成である。

[注]

- (1) 服部昌之「条里制と遺構」『加古川市史 第一巻』兵庫県加古川市 1989
- (2) 前掲(1)
- (3) 高橋 学「臨海平野における地形環境の変貌と土地開発」『古代の環境と考古学』古今書院 1995
- (4) 金田章裕「古代・中世の村落形態とその変遷」『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂 1985
- (5) 前掲(4)
- (6) 加古川市史編纂室・加古川市教育委員会岡本一士の御好意により、調査地周辺の地籍図を現地形図にあてはめたものを参照させていただいた。また、面積についても、当該図内に記入されている数値を利用している。

第3節 周辺遺跡との関連

1. はじめに

前節では、美乃利遺跡の諸段階（第1期～第12期）ごとに、地形環境の変化と土地利用の関係についてまとめてきた。当節では、周辺の遺跡との関係について検討し、美乃利遺跡の当地域における位置付けを明らかにしていきたい。美乃利遺跡周辺の遺跡についてはすでに第1章第2節で述べているが、ここでは本章第1節で設定した美乃利遺跡の時期区分を基準に検討していく。特に、美乃利遺跡の南西約800mに位置する溝之口遺跡が主な対象となる。

なお、溝之口遺跡に関しては、既に報告されている事実のみをもとに検討することにしたい。⁽¹⁾

2. 美乃利遺跡と溝之口遺跡

- 第1～3期** 明確に当該期に対応する遺構・遺物は発見されていない。
- 第4期** 焼成土壙が検出されている以外は、明確な遺構は確認されていない。土器の出土量・遺構の検出状況等から判断して、美乃利遺跡にその中心があったものと考えられる。
- なお、土器については、ヘラ描沈線・帯状沈線紋・半截竹管紋等の施文方法は両遺跡とも類似する。さらには、これらの特徴は加古川右岸の岸遺跡・砂部遺跡・東神吉遺跡出土土器とも類似する（第5章第1節）。よって、これらの遺跡との盛んな技術交流が想定される。
- 第4～5期** 美乃利遺跡の第4期と第5期の中間にあたる時期、つまり第Ⅲ様式にあたる時期である。美乃利遺跡では、当該期の遺構は検出されていない。土器もわずかに出土している程度である。溝之口遺跡では、土坑・溝・方形周溝墓等の遺構がまとまって検出されている。したがって、住居跡は未検出ではあるものの、溝之口遺跡に中心的な集落があったものと考えられる。
- 第5期** 美乃利遺跡・溝之口遺跡の両遺跡で住居跡が検出されている。調査地が限られていることもあり、両者の間には明確な差を指摘することは困難である。ただし、美乃利遺跡のSH05・SH06内からは管玉が出土していることから、その入手方法・経路等は不明ではあるが、美乃利遺跡の主体性を感じることができる。
- 第5～6期** 後期前半に相当する時期で、美乃利遺跡では当該期の遺構・遺物は検出されていない。溝之口遺跡では竪穴住居跡が検出されており、ひとつの集落があつたものと考えられる。
- 第6期** 後期前半とは逆に、美乃利遺跡では竪穴住居跡が検出され集落の存在が確認できたのに対しても、溝之口遺跡では遺構・遺物はみつかっていない。
- 第6～7期** 古墳時代後期～終末期に相当する時期で、美乃利遺跡ではわずかに土器が出土する程度で、遺構は検出されていない。溝之口遺跡では、10棟を越える竪穴住居跡が検出されている。当該期の大きな集落があつたものと考えられる。そして、この集落が次期の官衙的遺構の出現の基礎となつたものと考えられる。

- 第7期 美乃利遺跡・溝之口遺跡とも掘立柱建物跡を中心とした遺構が検出されている。特に、溝之口遺跡では出土した墨書き土器や銅製帶金具等から、官衙的性格をもった遺跡の可能性が指摘されている。これに対して、美乃利遺跡からは、官衙的性格を示す遺構・遺物は青銅製帶以外はみつかっていない。
- 第8～12期 溝之口遺跡では、土器・遺構とも報告されていない。美乃利遺跡では、第9期・第10期に屋敷地がつくられ、以後は水田化し、現在に近い景観が形成される。

3. 小 結

以上のように、美乃利遺跡と溝之口遺跡は、距離にして1kmも離れていない位置関係にあり、両遺跡とも弥生時代前期以来の複合遺跡である。しかしながら、美乃利遺跡の時期区分を中心にみると、両遺跡間に同時期に遺構が認められる時期は多くはない。また、同時期に遺構が認められたとしても、両者の間には差異が認められる。以上から、両遺跡を全く別の独立した遺跡と考えるのではなく、両遺跡間にはかなり密接が関係があったものと考えたい。つまり、集落が時期ごとに両遺跡間を移動していたのではないかと考えられる。そして、このうような状況の背景の一つに地形環境の変化があるのではないかと考えられる。つまり、加古川の氾濫に起因する洪水による被害あるいは微地形の変化に対応して、両遺跡間を移動していたのではないかと考えたい。特に、弥生時代中期・後期においてその傾向が顕著に認められるのではないかと考えられる。また、奈良時代（第7期）については、溝之口遺跡の性格から判断して、他の時期とは異なる関係にあったのではないかと考えられる。

一方で、今回報告する美乃利遺跡の調査は、微地形から判断すると美乃利遺跡の中心部ではなくどちらかといえば周辺部を対象としたものである。したがって、今後、美乃利遺跡の中心部の調査結果いかんでは、上記の考えを再検討しなければならないことも十分考えられる。今後の調査結果を待ちたい。

日岡山古墳群 なお、周辺遺跡との関係で明らかにしておかなければならぬ点がある。それは、美乃利遺跡の北東約1kmに位置する、古墳時代前期から中期にかけての日岡山古墳群との関係である。本報告で報告してきたように、美乃利遺跡では、日岡山古墳群と平行する時期の遺構・遺物は全く検出されていない。この状況は、溝之口遺跡についても同様である。

以上から、現在のところ、美乃利遺跡と溝之口遺跡に日岡山古墳群形成の母体となった集落を想定することは困難といえよう。

[注]

(1) 山本祐作「加古川市域における弥生時代中期土器について」『今里幾次先生古希記念 播磨考古学論叢』今里幾次先生古希記念論文集刊行会 1990

岡本一士ほか『溝之口遺跡発掘調査報告書Ⅰ』（加古川市文化財調査報告書 10）加古川市教育委員会 1992

兵庫県加古川市『加古川市史 第四巻』1996

第4節 総括

はじめに 最後に、今回の調査で明らかとなった特徴およびその意義を列挙し、美乃利遺跡調査報告の総括としたい。

- | | |
|--------------|---|
| 立地 | ① 美乃利遺跡は、加古川下流域平野の加古川左岸に位置し、高橋 学の地形分類によると、完新世段丘Ⅰ面自然堤防帶後背湿地に立地する（第4章第9節）。 |
| 遺構検出 | ② 調査の結果、大きく第1面から第4面にかけての4面にわたって遺構を検出し、弥生時代前期以降断続的に営まれた複合集落であることが明らかとなった。 |
| 遺構の時期 | ③ 具体的には、弥生時代前期末～中期初頭から、同中期後半、同後期後半、奈良時代、平安時代中期、平安時代後半～鎌倉時代前半の遺構・遺物が明らかとなった（第3章）。これらの各時期の遺構相互の切り合い関係および出土土器の分析を通して、第1期から第12期に細分できることが明らかとなった。（第7章第1節）。 |
| 弥生時代 | ④ 弥生時代前期末～中期初頭（第1期～第4期）の遺構としては、水田跡・土坑・溝・木棺墓・掘立柱建物跡等を検出した。特に、水田跡については2面にわたって検出し、下層水田（第4面）は約6,600m ² に及ぶ（第6章第1節）。これら水田跡の検出は、加古川下流域平野においては初例であり、当地域における水稻耕作の導入時期およびその導入経路を探るうえで、重要な成果といえよう。また、土坑・溝などから多くの土器が出土している（第5章第1節）。また、第4期に環濠が掘削される。 |
| | ⑤ 弥生時代中期後半と同後期後半（第5期・第6期）は、堅穴住居を中心とした集落跡を検出している。両時期とも環濠を伴った集落である。中期後半の住居跡内からは炭化米が出土しており、この試料を形態の数値分析（第4章第6節）とDNA分析（第4章第5節）の2方法によって分析を試みている。両分析の結果とも、美乃利遺跡出土炭化米の特徴の一つとして、北部九州の稻との関連を否定しており、興味深い。 |
| 奈良時代 | ⑥ 奈良時代（第7期）の遺構としては、掘立柱建物跡と溝を検出している。また、溝の方向から、当該期に条里型地割が施行されていたことが明らかとなった（第7章第2節）。これは、当地域における初めての調査例といえる（第7章第2節）。 |
| 平安時代 | ⑦ 平安時代後半（第9期・第10期）の遺構としては、掘立柱建物を中心とする屋敷地を検出している。特に第10期では、屋敷地に伴う畠跡を検出している。当該期の畠跡について兵庫県下では2例目であるが、その形成過程を地形環境の変化（段丘化）から推定できる良好な調査例といえよう（第6章第3節）。また、この時期に現地割の基礎が完成している点もみのがせない（第7章第2節）。 |
| 出土遺物 | ⑧ 各時期の遺構から土器が出土しているが、特に弥生時代前期～中期初頭・同中期・同後期・奈良時代・平安～鎌倉時代の土器については、良好な調査資料にめぐまれなかつた当地域においては、大きな成果といえよう。また、弥生時代の各時期の石器についても、遺構に伴う良好な資料といえる（第5章）。 |

兵庫県文化財調査報告 第165冊

兵庫県加古川市

み の り い せき
美 乃 利 遺 跡
— [本文編] —

—一級河川別府川河川改良事業に伴う発掘調査報告書—

平成9年3月31日 発行

編集 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-5

発行 兵庫県教育委員会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

印刷 水山産業株式会社

〒653-0012 神戸市長田区二番町3丁目4-1
